

足寄町地域防災計画

【資料編】

令和 8 年 9 月

足寄町防災会議

沿 革

平成 1 5 年		足寄町地域防災計画資料編 策定
平成 1 6 年	3 月	改定
平成 2 4 年	2 月	改定
平成 2 8 年	7 月	改定
平成 3 0 年	3 月	改定
令和 2 年	3 月	改定
令和 8 年	9 月	改定

目 次

1	足寄町防災会議条例	1
2	足寄町防災会議運営規程	3
3	足寄町災害対策本部条例	4
4	足寄町防災行政無線施設設置条例	5
5	北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱	7
6	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領	15
7	北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領	19
8	足寄町民災害見舞金交付要綱	21
9	雌阿寒岳火山防災協議会規約	23
10	雌阿寒岳火山防災協議会運営要綱	27
11	災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定	29
12	災害時の応援に関する協定	33
13	北海道広域消防相互応援協定	35
14	災害時の医療救護活動に関する協定書	39
15	災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則	41
16	災害対策業務に関する協定書	42
17	災害の概要	43
18	消防・水防・地震防災信号等	47
19	重要警戒区域（重要水防箇所（知事管理区間））	49
20	重要警戒区域（地滑り危険区域）	49
21	重要警戒区域（急傾斜地崩壊危険区域）	49
22	重要警戒区域（土石流危険渓流）	51
23	重要警戒区域（山腹崩壊危険地区）	52
24	重要警戒区域（崩壊土砂流出危険地区）	53
25	指定緊急避難場所、指定避難所	54
26	避難所等（事情により地域の指定避難所へ避難することが困難な住民の避難所）	59
27	ヘリコプター離着陸可能地点	60
28	災害時優先電話	61
29	浸水想定区域内要配慮者等施設リスト	62
30	応急金融の大要	63
31	雌阿寒岳火山年表	77
32	雌阿寒岳周辺避難所等の状況	81
33	危険物貯蔵施設・取扱施設	82
34	水防活動実績報告書	85

35	災害情報等報告取扱要領.....	86
36	被害状況報告	88
37	被害状況判定基準.....	92
38	輸送記録簿	101
39	炊出し給与状況	101
40	飲料水の供給簿	102
41	世帯構成員別被害状況.....	102
42	物資購入（配分）計画表.....	103
43	物資受払簿	103
44	物資給与及び受領簿.....	104
45	物資の給与状況	105
46	救護班活動状況	105
47	学用品の給与状況.....	106
48	応急仮設住宅台帳.....	107
49	遺体処理台帳	107
50	障害物除去の状況.....	108
51	人夫雇上げ台帳	108
52	消防防災ヘリコプター使用年間予定表.....	109
53	消防防災ヘリコプター使用月間予定表.....	110
54	消防防災ヘリコプター使用申請書.....	111
55	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票.....	112
56	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書.....	113
57	救急患者の緊急搬送情報伝達票.....	114
58	公用令書（従事）.....	115
59	公用令書（保管）.....	115
60	公用令書（管理）.....	116
61	公用変更令書	116
62	公用取消令書	117
63	防災立入検査票	117
64	足寄町土砂災害危険箇所図	118
65	足寄町山地災害危険箇所図	192
66	足寄町洪水浸水想定区域図	197

資料編

1 足寄町防災会議条例

昭和 37 年 12 月 28 日

条例第 15 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、足寄町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 足寄町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 足寄町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 足寄町水防計画を調査審議すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 足寄消防団長
- (7) とかち広域消防事務組合足寄消防署長
- (8) 指定公共機関又は、指定地方公共機関職員のうちから町長が任命する者
- (9) 公共団体及び防災上重要な施設の管理者のうちから町長が命ずる者
- (10) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者

6 前項第 1 号から第 4 号及び第 8 号から第 10 号の委員の定数は次のとおりとする。

号 別	1 号	2 号	3 号	4 号	8 号	9 号	10 号
定 数	3 人	3 人	1 人	7 人	5 人	1 人	3 人

7 第 5 項第 8 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年12月1日から適用する。

附 則 (昭和51年12月20日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年12月21日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年9月21日条例第15号)

この条例は、平成5年10月1日から施行する。

附 則 (平成8年12月25日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月3日条例第19号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月19日条例第63号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年12月12日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年6月20日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年9月8日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年12月13日条例第64号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足寄町水防協議会条例の廃止)

2 足寄町水防協議会条例(平成元年条例第23号)は、廃止する。

(足寄町水防協議会条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際、現に足寄町水防協議会委員である者は、この条例の施行の日をもって解任されたものとする。

附 則 (平成30年3月7日条例第10号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 足寄町防災会議運営規程

昭和 51 年 11 月 1 日訓令第 5 号

改正 昭和 55 年 3 月 31 日訓令第 1 号の 2

平成 5 年 1 月 27 日訓令第 2 号

平成 17 年 6 月 30 日訓令第 7 号

平成 19 年 3 月 30 日訓令第 2 号

(趣旨)

第 1 条 足寄町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(会長の職務代理者)

第 2 条 防災会議会長（以下「会長」という。）に事故あるときは、防災会議委員（以下「委員」という。）である副町長がその職務を代理する。

(防災会議の招集)

第 3 条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができる。

(委員の代理者)

第 4 条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員は、あらかじめ代理者を指名し、会長に届けておくものとする。

(議事)

第 5 条 防災会議は、委員（代理者を含む。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(防災会議の庶務)

第 6 条 防災会議の庶務は、総務課がつかさどる。

(会長への委任)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 55 年 3 月 31 日訓令第 1 号の 2）

この訓令は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 1 月 27 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成 5 年 2 月 17 日から施行する。

附 則（平成 17 年 6 月 30 日訓令第 7 号）

この訓令は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

3 足寄町災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 28 日

条例第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、足寄町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する、災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 37 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（平成 8 年 3 月 12 日条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 14 日条例第 23 号）

この条例は、交付の日から施行する。

4 足寄町防災行政無線施設設置条例

平成 11 年 3 月 10 日条例第 1 号
改正 平成 17 年 10 月 19 日条例第 24 号
令和元年 12 月 3 日条例第 36 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害その他緊急時における町民に対する情報の正確かつ迅速な伝達及び円滑な広報活動によって、町民の生命と財産の保全を図るとともに、住民福祉の向上に資するため、足寄町防災行政無線施設（以下「防災無線」という。）の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(施設の設置)

第 2 条 防災無線の業務を行うために、次のとおり施設を設置する。

施設名等		設置箇所
送信施設	親局	足寄町役場庁舎内
	遠隔制御局	足寄消防署内
受信施設	屋外拡声子局	町長が必要と認めた地域
	戸別受信機	町長が必要と認めた機関及び世帯
中継局施設		町長が必要と認めた地域

(業務)

第 3 条 防災無線の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 非常災害、その他緊急事項の通知及び連絡に関すること。
- (2) 地域住民の生命、財産の保護に関すること。
- (3) 町政について周知又は協力を必要とする事項に関すること。
- (4) その他町長が特に必要と認める事項に関すること。

(業務区域)

第 4 条 防災無線の業務を行う区域は、足寄町の全域とする。

(受信施設の利用)

第 5 条 町長は、受信施設の一部を地域住民の利用に供することができる。

2 受信施設の一部の利用についての必要事項は別に定める。

(防災関係施設に対する戸別受信機の設置)

第 6 条 町長は、防災関係機関、学校、避難所、その他必要と認める施設に戸別受信機を設置するものとする。

(戸別受信機の貸与等)

第 7 条 町長は、別に定める地域に居住する者に対し必要と認めるときは、戸別受信機を無償で貸与する。

2 戸別受信機の貸与を受けた者は、善良な管理に基づき使用しなければならない。

3 戸別受信機の維持管理に関する費用は、受益者の負担とする。

(規則等への委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 10 月 19 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 3 日条例第 36 号）

この条例は、公布の日から施行する。

5 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道消防防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の安全かつ効果的な運用を図るため、防災ヘリの運航管理等について必要な事項を定めるものとする。

(他の法令との関係)

第2条 防災ヘリの運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）その他関係法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 航空機等

防災ヘリ、防災ヘリ用装備品、消防活動用装備品、防災ヘリに係る附属品及び部品並びに整備工具その他の防災ヘリの整備に必要な物品をいう。

(2) 航空消防活動

防災ヘリを用いて行う消火、救急業務、人命の救助、情報収集、輸送その他の消防の活動（これらの活動に係る訓練を含む。）をいう。

(3) 航空消防活動従事者

防災ヘリに乗り組んでその運航又は航空消防活動に従事する者をいう。

(4) 航空従事者

法第2条第3項に規定する航空従事者をいう。

(5) 救急救助員

航空消防活動従事者のうち、消防吏員の身分を有する者をいう。

(6) 自隊訓練

総務部危険対策局危険対策課防災航空室（以下「防災航空室」という。）が航空消防活動従事者の基本技術及び応用技術の習得を図るため、独自で行う訓練をいう。

(7) 共同運航機関

「北海道消防防災ヘリコプターの共同運航に関する協定」（平成30年1月9日危対第2413号及び道本地（企）第152号）に基づき防災ヘリを共同で運航する北海道警察本部警備部航空隊をいう。

第2章 防災航空隊

(防災航空隊の設置)

第4条 防災航空室に、防災航空隊を置く。

2 防災航空隊は、航空消防活動従事者たる操縦士、整備士及び救急救助員で構成する。

3 防災航空隊に、隊長及び副隊長を置く。

4 隊長及び副隊長は、防災航空隊の構成員（以下「隊員」という。）のうち救急救助員のうちから総務部危機対策局危機対策課防災航空室長（以下「防災航空室長」という。）が指

名する。

(隊長及び副隊長の任務)

第5条 隊長は、防災航空隊の活動を総括するものとする。

2 副隊長は、隊長を補佐するものとする。

3 隊長に事故あるときは、防災航空室長があらかじめ指定する副隊長がその職務を代理するものとする。

第3章 運航管理体制

(総括管理者)

第6条 防災への運航管理の総括は、危機管理監（以下「総括管理者」という。）が行う。

(運航責任者)

第7条 防災航空室に運航責任者を置く。

2 運航責任者は、防災航空室長をもって充てる。

3 運航責任者は、防災航空隊の指揮監督、防災への出発の承認、航空消防活動の中止の指示、航空機等の維持管理など、防災への運航及びその安全に関する事務を統括するものとする。

4 運航責任者に事故あるときは、防災航空室長が予め指定する者がその職務を代理するものとする。

(運航安全管理者)

第8条 防災航空室に運航安全管理者を置く

2 防災航空室長は、共同運航機関が指定した航空従事者を、運航安全管理者に指定するものとする。

3 運航安全管理者は、防災への運航の安全を確保する観点から、運航責任者を補佐するとともに、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 運航責任者、機長その他の航空従事者に対する防災への運航、航空消防活動の実施、航空消防活動従事者の健康管理、各種計画の立案、その他必要と認める事項に関する助言を行うこと。

(2) 飛行計画を承認すること。

(3) 防災への運航に必要な関係機関への連絡及び申請等の手続きを行うこと（北海道が要請した他機関の航空機の運航に係るものを含む。）。

(4) 上記の業務に必要な調査研究等を行うこと。

(5) その他防災への運航の安全に関すること。

4 運航安全管理者に事故あるとき、又は運航安全管理者が操縦士として防災へりに乗り組む場合は、防災航空室長が予め指定する航空従事者がその職務を代理するものとする。

(安全担当者)

第9条 防災航空室に安全担当者を置く。

2 防災航空室長は、共同運航機関が指定した航空従事者を、安全担当者に指定するものとする。

3 安全担当者は、運航安全管理者を補佐し、防災へりを安全に運航するために必要な情報の収集及び整理並びに航空従事者等に対する当該情報の提供に関する業務を行う。

第4章 防災ヘリの運航

(乗務体制)

第10条 運航責任者は、防災ヘリを運航させるときは、その都度、防災ヘリに乗り組む隊員を指定するものとする。

- 2 運航責任者は、別に定める要件を満たす操縦士2名及び整備士1名を必ず防災ヘリに乗り組ませなければならない。
- 3 運航責任者は、前項の操縦士のうち1名を隊長に、他の1名を副操縦士に、それぞれ指定するものとする。

(機長の責任と権限)

第11条 機長（機長に事故等あるときは、機長に代わってその職務を行うべきものとされている者。以下本要綱において同じ。）は、防災ヘリの飛行につき、すべての責めに任ずる。

- 2 機長は、防災ヘリに乗り組む隊員及び隊員以外の者（以下「搭乗者」という。）に対し、飛行の安全上必要な指示を行うことができる。
- 3 搭乗者は、防災ヘリの飛行に関しては、機長を指揮してはならない。

(航空消防活動指揮者)

第12条 運航責任者は、防災ヘリに乗り組む隊長又は副隊長のうち1名を、航空消防活動指揮者に指定する。ただし、隊長又は副隊長を防災ヘリに乗り組ませることができないときは、防災ヘリに乗り組む救急救助員の中から指定するものとする。

- 2 航空消防活動指揮者は、防災ヘリに乗り組んで、法その他の関係法令の規定により機長が行うこととされている権限を除き、航空消防活動の実施に関し航空消防活動従事者を指揮監督する。
- 3 航空消防活動指揮者は、前項の指揮監督に当たっては、隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

(出発の承認等)

第13条 機長は、飛行計画を作成したときは、運航安全管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた飛行計画を変更しようとするときも同様とする。ただし、飛行中に飛行計画を変更しようとする場合において、通信機の故障その他の理由により連絡ができないときは、この限りでない。

- 2 機長は、航空消防活動を伴う飛行計画の作成に当たっては、当該航空消防活動の内容等について航空消防活動指揮者と調整を図るものとする。
- 3 機長は、防災ヘリを出発させるに当たっては、運航責任者の承認を受けなければならない。
- 4 運航責任者は、気象の状況、航空消防活動の内容及びその実施場所の状況等を可能な限り詳細に把握し、防災ヘリの出発の可否を判断するものとする。
- 5 航空消防活動指揮者は、防災ヘリの出発前に、他の航空消防活動従事者に対して当該航空消防活動の目的、内容、現場の状況等について説明するものとする。ただし、出発前に説明の暇が無い場合においては、出発後速やかに説明を行うものとする。
- 6 航空消防活動を行うために防災ヘリを運航しようとするときは、運航責任者、機長及

び航空消防活動指揮者は、他の消防隊又は救急隊及び関係機関との連携に十分配慮するものとする。

(機長及び航空消防活動指揮者の運航中の安全対策)

第 14 条 機長及び航空消防活動指揮者は、防災ヘリの運航中は、運航体制、周辺の気象の状況及び地理的条件、防災ヘリの機体の特性、操縦士の操縦技能等を踏まえ、安全管理に十分配慮し、必要に応じて航空消防活動を中止する判断を行うものとする。

2 機長又は航空消防活動指揮者は、航空消防活動を中止する判断を行った場合は、速やかにその旨を運航責任者に報告するものとする。

(運航責任者の運航中の安全対策)

第 15 条 運航責任者は、防災ヘリの運航中は、衛星通信を活用した防災ヘリの動態を管理するシステム等による飛行状況の監視及び航空消防活動の現場の状況、気象の状況その他の航空消防活動に関する情報の収集を行い、必要に応じて機長及び航空消防活動指揮者に当該情報を提供するとともに、航空消防活動を安全に実施することが困難であると認める場合には、機長及び航空消防活動指揮者に対し、航空消防活動を中止するよう指示するものとする。

(運航計画)

第 16 条 運航責任者は、航空消防活動及び自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、防災ヘリの運航計画を定めなければならない。

2 運航計画は、北海道消防防災ヘリコプター年間運航計画（様式第 1 号）及び北海道消防防災ヘリコプター月間運航計画（様式第 2 号）により定めるものとする。

(運航範囲)

第 17 条 防災ヘリは、次に掲げる活動で、防災ヘリの特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防活動
- (7) 自隊訓練
- (8) その他総括管理者が必要と認める活動

2 防災ヘリの運航は、原則として午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までとする。ただし、次条に規定する緊急運航の場合は、この限りでない。

(緊急運航)

第 18 条 前条第 1 項第 1 号から第 5 号までに規定する運航（以下「緊急運航」という。）は、緊急運航以外の運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

2 防災ヘリの通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運航責任者は、直ちに機長及び航空消防活動指揮者に連絡し、緊急運航への対応を指示するものとする。

3 緊急運航に関し必要な事項は、別に定める。

(運航に伴う報告)

第 19 条 航空消防活動指揮者は、通常運航業務を終了したときは飛行報告書（様式第 3 号）を、緊急運航業務を終了したときは緊急運航業務報告書（様式第 4 号）を作成し、速やかに運航責任者に報告しなければならない。

(飛行場外離着陸場)

第 20 条 運航責任者は、市町村等と協議して、法第 79 条ただし書の規定による飛行場外離着陸場及び法第 81 条の 2 の規定による緊急離着陸場を確保しておくとともに、常にその実態把握に努めるものとする。

第 5 章 防災ヘリの整備

(整備点検等)

第 21 条 総括管理者は、法第 23 条及び第 25 条に定める技能証明を有する整備士による整備点検を受けなければ、防災ヘリを航空の用に供してはならない。

2 運航責任者は、航空機等を適切に管理し、常に航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

3 運航責任者は、四半期毎の整備計画を作成しなければならない。

4 防災ヘリの整備点検は、航空関係法令によるほか、共同運航機関が定める規程等を準用し、適切に行わなければならない。

(整備責任者)

第 22 条 防災航空室に整備責任者を置く。

2 防災航空室長は、隊員のうち共同運航機関が指定した整備士を、整備責任者に指定するものとする。

3 整備責任者は、運航安全管理者と連携して運航責任者を補佐し、航空機等の整備並びに格納庫、駐機場等の施設及び物資の保守管理を行うものとする。

(検査員)

第 23 条 防災航空室に検査員を置く。

2 防災航空室長は、隊員のうち共同運航機関が指定した整備士を、検査員に指定するものとする。

3 前項の指定に当たっては、整備責任者に検査員を兼ねさせることができるものとする。

4 検査員は、航空機等の整備作業について最終確認するものとする。

(機付長)

第 24 条 防災航空室に機付長を置く。

2 防災航空室長は、隊員のうち共同運航機関が指定した整備士を、防災ヘリの機体ごとに機付長に指定するものとする。

3 前項の指定に当たっては、整備責任者又は検査員に機付長を兼ねさせることができるものとする。

4 機付長は、担当する防災ヘリの整備及び管理を行うものとする。

第 6 章 使用手続

(使用予定表)

第 25 条 防災ヘリの使用（緊急運航及び自隊訓練に係るものを除く。以下この章において

同じ。)を予定する者は、毎年2月末日までに翌年度の防災ヘリの使用予定について消防防災ヘリコプター使用年間予定表(様式第5号)を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに当該使用月の使用予定について、消防防災ヘリコプター使用月間予定表(様式第6号)を総括管理者に提出しなければならない。

(防災ヘリの使用申請)

第26条 防災ヘリを使用しようとする者は、消防防災ヘリコプター使用申請書(様式第7号)により、使用する日の15日前までに総括管理者に申請しなければならない。

(防災ヘリの使用承認)

第27条 総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

2 総括管理者は、前項の規定により使用を承認した場合は、消防防災ヘリコプター使用承認書(様式第8号)を交付するものとする。

第7章 安全管理等

(安全管理)

第28条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、航空消防活動の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航責任者は、隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保するなど、安全管理に万全を期するとともに、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。

3 運航責任者は、毎年の航空機事故の防止に関する計画を策定しなければならない。

(隊員の心構え)

第29条 隊員は、業務に関する知識及び技量の維持向上に努めるとともに、相互に連携し、航空安全の確保を最優先にして任務を遂行するものとする。

(搭乗者の遵守事項)

第30条 搭乗者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 機体周辺及び機内では、機長等の指示に従うこと。
- (2) 承認された飛行以外の飛行を機長に要求しないこと。
- (3) 飛行中は、機内の機器、ドア又は窓にみだりに触れないこと。
- (4) 機内から書類その他の物件を投棄しないこと。
- (5) 可燃性物質その他の危険物を機内に持ち込まないこと。

第8章 教育訓練等

(教育訓練等の実施)

第31条 総括管理者は、隊員の教育訓練等を実施するために必要な訓練体制及び施設、設備並びに教材の整備を図り、隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2 運航責任者は、航空消防活動を効率的に行うため、市町村及びその他の関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

(教育訓練)

第32条 運航責任者は、自隊訓練として次に掲げる教育訓練を行うものとする。

- (1) 航空消防活動従事者の技能の習得維持に必要な訓練
- (2) 航空機の安全且つ効率的な運航のために全ての利用可能な人員、資機材及び情報を効果的に活用する措置（CRM）を円滑に実施するための訓練
- (3) その他、航空消防活動従事者の安全の確保に資する訓練
(操縦士等の養成訓練)

第33条 運航責任者は、共同運航機関と協力し、操縦士及び整備士に必要な技能を習得させるため、養成訓練を行うものとする。

(操縦士の操縦技能の確認)

第34条 運航責任者は、操縦士の効率的な養成及び安全かつ確実な航空消防活動に資するため、毎年、防災航空隊の操縦士の操縦技能の確認を行うものとする。

(教育訓練等基本計画及び実施計画)

第35条 運航責任者は、第32条に規定する教育訓練、第33条に規定する操縦士等の養成訓練及び前条に規定する操縦士の操縦技能の確認を行うため、次に掲げる事項について定めた教育訓練等基本計画を作成するものとする。

- (1) 教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法
- (2) 教育訓練等に係る安全管理対策
- (3) 前各号に定めるもののほか、教育訓練等を効果的かつ安全に実施するために必要な事項

2 運航責任者は、前項の教育訓練等基本計画に基づき、毎年度、次に掲げる事項について定めた教育訓練等実施計画を定めるものとする。

- (1) 年間の教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法
- (2) 年間の教育訓練等の対象者
- (3) 年間の教育訓練等の時間数及び実施時期
- (4) 前各号に定めるもののほか、年間の教育訓練等を円滑に実施するために必要な事項

第9章 事故対策等

(搜索及び救護体制の確立)

第36条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合、又は航空事故が発生した場合の搜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しておかなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第37条 機長は、防災ヘリの運航中に、機体の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じ、その状況を運航責任者に直ちに報告しなければならない。

2 運航管理責任者は、前項の規定による報告を受け、又は同項に規定する防災ヘリの故障等に関する情報を入手した場合には、直ちに所要の搜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第 38 条 総括管理者は、法第 76 条第 1 項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣及び消防庁長官にその旨を報告するとともに、直ちにその原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第 10 章 雑 則

(記録及び保存)

第 39 条 運航責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、消防防災業務に関する記録を整理、保存しておかなければならない。

(その他)

第 40 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

6 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1条 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第18条第3項の規定に基づく北海道消防防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の緊急運航については、要綱及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第2条 緊急運航は、原則として、要綱第17条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大または影響を与えるおそれがある場合
- (2) 災害が発生した市町村（消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村等」という。）の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他防災ヘリによる活動が最も有効と認められる場合

(緊急運航の基準)

第3条 緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする。

- (1) 災害応急対策活動

- ア 被災状況の偵察・情報収集

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

- イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合

- ウ その他

災害応急対策活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合

- (2) 救急活動

- ア 傷病者の搬送

- (ア) 現場救急

- a 「現場救急」とは、防災ヘリが救急現場等に出動し、救急隊から引き継いだ傷病者を医療機関に搬送する活動をいう。

- b 次の場合に出動するものとする。

- 傷病者の生命に危険が及んでいる場合、又は緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できる場合で、防災ヘリによる搬送が最も有効であり、かつ、医師が搭乗できる場合。

- (イ) 転院搬送

- a 「転院搬送」とは、医療機関において治療中の患者を、緊急に高次・専門医療機関に搬送する活動をいう。

- b 次の場合に出動するものとする。

- 医師が当該傷病者について、緊急に他の高次・専門医療機関へ搬送しなければ

生命に危険が及ぶと認める場合、又は緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できると認める場合で、防災ヘリによる搬送が最も有効であり、かつ、医師が搭乗できる場合。

- c 搭乗する医師は、原則として搬送元医療機関の医師とする。ただし、当該医師の搭乗により搬送元医療機関の診療体制の維持が困難となる場合、又は搬送中の傷病者に対して専門的な管理が必要な場合は、他の医療機関の医師が搭乗できるものとする。

なお、他の医療機関の医師が搭乗する場合において、他の移動手段では当該医師を搬送元医療機関に移動させることが困難であると認められる場合は、当該医師を防災ヘリにより搬送することができる。

(ウ) 感染症患者等の搬送

- a 「感染症患者の搬送」とは、北海道感染症対策マニュアルに基づき、指定された区間において所定の感染症患者（疑似症患者を含む。）を搬送する活動をいう。
- b 次の場合に出動するものとする。

北海道感染症対策マニュアルに基づき、北海道保健福祉部から依頼があった場合。

(エ) 事後検証

現場救急及び転院搬送の全ての事案について、防災ヘリ使用の適否や妥当性などの事後検証を実施し、その結果を以後の救急活動に反映させることとする。

イ 医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等又は高次・専門医療機関からの医療資源を必要とする地域の医療機関へ、医師等の医療従事者や医療用資機材等を搬送する必要があると認められる場合

(3) 救助活動

ア 中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難であると認められる場合

イ 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合

ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出

高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困難であると認められる場合

エ その他

救助活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合

(4) 火災防御活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合

イ 偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、防災ヘリによる偵察・情報収集を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合

エ その他

火災防御活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合

(緊急運航を行う時間帯)

第4条 緊急運航は、原則として、災害現場における活動可能時間（日の出から日没まで）を考慮して行うことができる。ただし、次に掲げる場合は、この時間帯に関わらず行うことができる。

(1) 転院搬送を行う場合

(2) その他、運航責任者が必要と認める場合

(緊急運航の要請)

第5条 市町村等の長は、緊急運航（感染症患者の搬送及び広域航空消防防災応援活動を除く。）の要請を行うときは、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により連絡するとともに、速かに様式第1号をファクシミリにより提出するものとする。ただし、転院搬送及び医師等の搬送に係る要請手続きについては、別に定める「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」によるものとする。

(出動の決定等)

第6条 運航責任者は、前条の要請を受けたときは、要綱第13条の規定により速やかに出動の可否を判断するものとする。

2 運航責任者は、出動の可否を判断したときは、直ちに要請を行った市町村等の長に通知するとともに、速やかに総括管理者及び関係総合振興局長又は関係振興局長に報告するものとする。

(受入体制)

第7条 緊急運航を要請した市町村等の長は、運航責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入体制を整えるものとする。

(報告)

第8条 緊急運航（転院搬送及び医師等の搬送を除く。）を要請した市町村等の長は、災害が収束したときは、災害等状況報告書(様式第2号)により、総括管理者に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 1 1 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 1 2 月 1 日から施行する。

7 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第18条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第5条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送及び医師搬送等（以下「救急患者の緊急搬送等」という。）についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第2条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

- ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリまたは電子メールを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。
- イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。
- ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

- ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。
これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリまたは電子メールを使用して行うものとする。
- イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。
- ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。
- エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

- ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。
- イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は

関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

（他の機関への要請等）

第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

（付添人の搭乗）

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

この要領は、令和5年11月1日から施行する。

8 足寄町民災害見舞金交付要綱

昭和 47 年 4 月 1 日制定

足寄町民が火災又は暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の災害（以下「災害」という。）に被災し住宅の損壊若しくは、死亡負傷があったときは、この要綱に定めるところにより災害見舞金を交付する。

1 見舞金の種類

見舞金の種類は、住宅見舞金、弔慰見舞金及び傷害見舞金の 3 種類とする。

(1) 住宅見舞金

ア 交付対象 住宅見舞金は、町民が災害により専ら居住の用に供する建物で、現に居住し、生計を営んでいる住宅に被害を受けた世帯に対し、次の区分により交付する。ただし、床上浸水及び床下浸水については、10 日以内に再度被災した場合は、見舞金の 2 分の 1 の額を公布する。

被 害 の 程 度	見舞金の額	
	単身世帯	2 人以上の世帯
全焼、全壊、流出、埋没	250,000 円	500,000 円
半焼、半壊、半流出、半埋没	130,000 円	250,000 円
床上浸水	100,000 円	200,000 円
床下浸水	50,000 円	50,000 円

イ 被害住宅の基準 被害住宅は居住の用に供する建物であり、現に居住し、生計を営んでいたものであっても、被害部分が土場、物置、作業所、畜舎等又は貸家である場合は含まない。

ウ 対象世帯の基準 世帯とは同一住宅において現に生計を一つにしている実際の生活単位をいう。したがって同一住宅であっても生活実態を異にする場合はそれぞれの世帯とし寮、寄宿舍等は全体をもって一世帯とする。

(2) 弔慰見舞金

ア 交付対象 弔慰見舞金は町民が災害により死亡したとき遺族に対し、死亡者 1 人につき 50,000 円交付する。

イ 遺族の範囲及び順位 遺族の範囲は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟、姉妹及び生計を一にしていた前記以外の三親等内の親族とし、順位は遺族の範囲に掲げる順序とする。

なお、同一順位の場合は現に葬祭を行う者を先順位とする。

(3) 傷害見舞金

ア 交付対象 傷害見舞金は町民が災害により入院 10 日以上を負傷をしたとき、負傷者 1 人につき 10,000 円を支給する。

2 適用除外 災害見舞金は被災した者が災害救助法の適用、又は災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に準じた措置を受けたときは交付しない。

3 被害状況調査及び報告

災害が発生し、その事実が確認された場合、消防署長、病院長は福祉課長（総務課経由）に通報するとともに被害状況等を調査のうえ、町長に、災害状況報告書を提出するものとする。

4 災害の認定及び見舞金の額の決定

被害状況の報告があったときは、福祉課長は必要事項を調査し、被害の程度、世帯区分に応じ、すみやかに認定し、見舞金の額を決定するものとする。

5 見舞金の交付 見舞金は資金前渡の方法によるものとし、その額が決定したときはすみやかに交付するものとする。

附 則

この要綱は、昭和 47 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（昭和 51 年 3 月 31 日）

この要綱は、昭和 51 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（昭和 52 年 2 月 1 日）

この要綱は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 10 月 20 日要綱第 21 号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成 15 年 9 月 26 日から適用する。

附 則（平成 28 年 8 月 26 日要綱第 35 号）

この要綱は、平成 28 年 8 月 26 日から施行し、平成 28 年 8 月 17 日より適用する。

9 雌阿寒岳火山防災協議会規約

(設置)

第1条 「雌阿寒岳火山防災協議会」(以下「協議会」という。)は、「雌阿寒岳」について想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備等に関し必要な協議を行うため、活動火山対策特別措置法第4条第1項の規定に基づき、北海道及び美幌町、津別町、足寄町、釧路市、弟子屈町、鶴居村、白糠町によって設置する。

(所掌事務)

第2条 本協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 火山活動及び火山防災対策に係る情報共有に関すること
- (2) 火山噴火時等の避難計画に関すること
- (3) 火山活動の状況に応じた入山規制や避難の対象範囲に関すること
- (4) 大規模火山災害発生時の現地合同災害対策本部の設置に関すること
- (5) 火山噴火防災訓練の実施に関すること
- (6) 火山の防災意識の向上に係る啓発活動に関すること
- (7) その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる者で構成する。

- 2 協議会には会長を置く。
- 3 会長は、釧路市長をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 会長が雌阿寒岳の噴火災害の発生によりその職務に当たることができない場合は、北海道が代理する。

第3条の2 別表1に掲げる学識経験者は、協議会の設置主体が協議の上、会長が委嘱する。

- 2 学識経験者の任期は最長2年とし、再任を妨げない。

(会議)

第4条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会の各構成員は、会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができる。
- 4 会議は、過半数の出席をもって成立する。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

(会長の専決処分)

第5条 会長は、会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事由により会議を招集することができないときは、協議会が処理すべき事務のうち、早急に決定を要する事項について専決することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、速やかに各構成員に報告しなければならない。

(コアグループ会議)

第6条 協議会は、協議会の所掌事務を円滑かつ効率的に行うためコアグループ会議を置くものとする。

2 コアグループ会議は、別表2に掲げる者で構成する。ただし、必要に応じて構成員以外の者を出席させることができる。

3 コアグループ会議には、座長を置く。

4 座長は、会長が指名するものとし、コアグループ会議の会務を総理する。

5 コアグループ会議には、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(運営会議)

第7条 協議会には、運営会議を置くものとする。

2 運営会議に関しては、会長が定めるものとする。

(経費の負担)

第8条 協議会の経費の負担については、協議会の設置者が協議の上、別に定める。

2 協議会の経費に係る出納事務の手続きは、別に会長が定める。

(会計年度)

第9条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(事務局)

第10条 協議会の事務は、釧路市に置いて行う。

2 第3条第6項の規定により北海道が会長の職務を代理する場合は、北海道において協議会の事務を行う。

(雑則)

第11条 この規約に定めのない事項は、必要に応じ会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成28年3月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年7月1日から施行する。

別表 1
雌阿寒岳火山防災協議会構成員

学識経験者	足寄町 町長
札幌管区气象台 台長	釧路市 市長
網走地方气象台 台長	弟子屈町 町長
釧路地方气象台 台長	鶴居村 村長
国土地理院北海道地方測量部 部長	白糠町 町長
北海道開発局網走開発建設部 部長	美幌・津別広域事務組合 消防長
北海道開発局帯広開発建設部 部長	とちろ広域消防局 消防局長
北海道開発局釧路開発建設部 部長	釧路市消防本部 消防長
陸上自衛隊第5旅団 旅団長	釧路北部消防事務組合 消防長
北海道森林管理局網走南部森林管理署 署長	(一社) 美幌医師会 会長
北海道森林管理局十勝東部森林管理署 署長	(一社) 十勝医師会 会長
北海道森林管理局根釧西部森林管理署 署長	(一社) 釧路市医師会 会長
環境省釧路自然環境事務所 所長	北海道電力ネットワーク(株) 北見支店長
総務省北海道総合通信局 防災対策推進室長	北海道電力ネットワーク(株) 道東統括支店長
北海道 知事	北海道電力ネットワーク(株) 釧路支店長
北海道オホーツク総合振興局 局長	N T T 東日本株式会社 北海道事業部 災害対策室長
北海道十勝総合振興局 局長	N T T 東日本ー北海道 北海道東支店 支店長
北海道釧路総合振興局 局長	北海道旅客鉄道(株) 釧路支社 支社長
北海道警察 本部長	N P O 法人あしよろ観光協会 理事長
美幌警察署 署長	N P O 法人阿寒観光協会まちづくり推進機構 理事長
本別警察署 署長	
釧路警察署 署長	
弟子屈警察署 署長	
美幌町 町長	
津別町 町長	

別表 2

コアグループ会議構成員

学識経験者	釧路市 防災危機管理監
札幌管区気象台 火山防災情報調整官	弟子屈町 総務課長
釧路地方気象台 防災管理官	鶴居村 総務課長
国土地理院北海道地方測量部 防災情報管理官	白糠町 危機対策部長
北海道開発局帯広開発建設部 防災課長	とにかち広域消防局 消防救助課長
北海道開発局帯広開発建設部 治水課長	釧路市消防本部 警防課長
北海道開発局釧路開発建設部 防災課長	
北海道開発局釧路開発建設部 治水課長	
陸上自衛隊第5旅団 第27普通科連隊長	
北海道森林管理局十勝東部森林管理署 総括事務管理官	
北海道森林管理局根釧西部森林管理署 総括事務管理官	
環境省釧路自然環境事務所 阿寒摩周国立公園管理事務所長	
総務省北海道総合通信局 防災対策推進室主幹	
北海道十勝総合振興局地域創生部 危機対策室主幹	
北海道十勝総合振興局帯広建設管理部 用地管理室 維持管理課長	
北海道十勝総合振興局保健環境部保健行政室 企画総務課長	
北海道釧路総合振興局地域創生部 危機対策室主幹	
北海道釧路総合振興局釧路建設管理部 用地管理室 維持管理課長	
北海道釧路総合振興局保健環境部保健行政室 企画総務課長	
北海道警察釧路方面本部 警備課長	
本別警察署 警備係長	
釧路警察署 警備課長	
美幌町 危機対策課長	
津別町 防災危機管理室長	
足寄町 総務課長	

10 雌阿寒岳火山防災協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 雌阿寒岳火山防災協議会（以下「協議会」という）の運営について、協議会規約に定めるもののほか、この要綱により定めるところによる。

(運営会議)

第2条 運営会議は別表1に掲げる者で構成する。

2 運営会議には、議長を置く。

3 議長は、協議会規約第10条に規定する協議会事務局の職員を充てるものとし、会長がこれを指名する。

(会議)

第3条 運営会議は、議長が招集する。

2 運営会議は、過半数の出席をもって成立する。

3 運営会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

(会計監事)

第4条 協議会に会計監事を置く。

2 会計監事は、協議会の設置者である市町村の職員から選任する。

3 会計監事は、協議会の会計事務を監査する。

4 会計監事の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

(所掌事務)

第5条 運営会議の所掌事務は次のとおりとする。

(1) 協議会に参画する学識経験者の指定に関する事項

(2) 総会に附議すべき事項

(3) 協議会の予算及び決算に関する事項

(4) その他必要と認める事項

附 則

この要綱は、平成28年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別表 1 （第 2 条第 1 項関係）

運営会議構成員

北海道オホーツク総合振興局地域創生部 危機対策室主幹
北海道十勝総合振興局地域創生部 危機対策室主幹
北海道釧路総合振興局地域創生部 危機対策室主幹
美幌町 危機対策課長
津別町 防災危機管理室長
足寄町 総務課長
釧路市 防災危機管理監
弟子屈町 総務課長
鶴居村 総務課長
白糠町 地域防災課長

11 災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援、広域一時滞在等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、法第67号第1項及び第68号の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法第86条の8第1項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

2 全項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害応急対策に従事する職員の派遣
- (2) 災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需物資等）等の提供及びあっせん
- (3) 被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供及びあっせん
- (4) 広域一時滞在等による被災住民の受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援等の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援等の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）

第6条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該総合振興局又は振興局地域内の市町村の長に対して行う応援等の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の総合振興局又は振興局地域の市町村の長に対して行う応援等の要請

(3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援等の要請

(応援の要請の手続)

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援等の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 職員の職種別人員
- (3) 車両、船艇、機械器具等の種類、企画及び台数
- (4) 資機材及び物資等の品名、数量等
- (5) 受け入れを求める被災住民の人数等
- (6) 応援等に関する区域又は場所及びそれに至る経路
- (7) 応援等の期間
- (8) 前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項

2 応援等の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援等の要請に応じる場合にあってはその応援等の内容を、応援等の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

3 前2項に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第8条 応援等に要した経費は、応援等を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 応援等を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援等を受けた被災市町村の求めにより、応援等を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援等を受けた被災市町村と応援等を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。

3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援等を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第 11 条 この協定に基づく応援等は、被災市町村が定める法第 4 2 条に基づく市町村地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律第 3 5 条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に準拠して、実施するものとする。

2 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

3 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。

平成 20 年 6 月 10 日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自 1 通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成 27 年 3 月 31 日

北海道

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道市長会

北海道市長会長 田 岡 克 介

北海道町村会

北海道町村会長 寺 島 光一郎

別表

地 域 区 分	構 成 市 町 村
空 知 総 合 振 興 局	空知総合振興局管内の市町
石 狩 振 興 局	石狩振興局管内の市町村
後 志 総 合 振 興 局	後志総合振興局管内の市町村
胆 振 総 合 振 興 局	胆振総合振興局管内の市町
日 高 振 興 局	日高振興局管内の町
渡 島 総 合 振 興 局	渡島総合振興局管内の市町
檜 山 振 興 局	檜山振興局管内の町
上 川 総 合 振 興 局	上川総合振興局管内の市町村
留 萌 振 興 局	留萌振興局管内の市町村
宗 谷 総 合 振 興 局	宗谷総合振興局管内の市町村
オホーツク総合振興局	オホーツク総合振興局管内の市町村
十 勝 総 合 振 興 局	十勝総合振興局管内の市町村
釧 路 総 合 振 興 局	釧路総合振興局管内の市町村
根 室 振 興 局	根室振興局管内の市町

12 災害時の応援に関する協定

財務省北海道財務局（以下「甲」という。）、北海道（以下「乙」という。）及び北海道内の市町村（以下「丙」）の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長（以下「丁」という。）は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「法」という。）第 74 条の 3 の規定に基づく甲の乙又は丙に対する応援（以下「応援」という。）を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、甲、乙及び丙の連携により初動時の情報収集、伝達を迅速に実施するほか、甲の乙及び丙への応援による各種業務の実施により、乙又は丙における円滑かつ迅速な災害復旧事務の遂行とともに民生の安定が図られることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定で、「相当規模の災害」とは、次の各号に掲げる災害をいう。

- （1） 法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は法第 28 条の 2 に規定する緊急災害対策本部が設置された災害
- （2） 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助の行われる災害
- （3） 乙に法第 23 条に規定する災害対策本部が設置された災害のうち、特に乙が必要と認めるもの

（被害情報の収集・伝達）

第 3 条 相当規模の災害が発生した場合は、甲、乙及び丙相互に連絡し、情報の収集と伝達を行うものとする。

2 甲、乙及び丙は、予め連絡体制を整備しておくものとする。

（支援の内容）

第 4 条 甲の応援により、甲が支援する業務の内容は、次の各号に掲げる事務及び作業とする。

- （1） 避難施設運営補助（支援物資運搬、避難施設巡回等）
- （2） 災害ボランティア及び支援物資等の受付事務
- （3） 有価物（現金、保険証、貴金属等の遺失物）の分別等作業
- （4） り災証明書申請受付及び発行に関する事務
- （5） り災建物判定にかかる現地調査補助
- （6） その他乙又は丙の職員の指示に基づく災害応急対策に関する事務及び作業

（応援の要請）

第 5 条 相当規模の災害が発生した場合において、乙又は丙が必要に応じ第 4 条に定める応援の要請を行う場合は、甲に対し電話連絡等、口頭により要請を行い、事後速やかに要請内容を記載した文書を提出するものとする。

2 丙からの要請については、乙を経由するものとする。

(応援の実施)

第6条 甲は、乙又は丙から第5条に基づく要請を受けたときは、甲における業務継続可能な体制を考慮した上、可能な応援を行うものとする。

(自主応援)

第7条 甲は、乙若しくは被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に又は乙との連携により、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 自主応援については、第5条第1項の規定による要請があったものとみなす。

(費用負担)

第8条 甲の派遣に要する費用は、原則として甲が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項に関しては、その都度、甲、乙及び丙が協議するものとする。

附 則

1 この協定は、平成26年3月28日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙及び丁記名押印の上、各自1通を保有し、丁は丙に対し、その写しを交付するものとする。

平成26年3月28日

甲 財務省北海道財務局
北海道財務局長

乙 北海道
北海道知事

北海道市長会
北海道市長会長

丁
北海道町村会
北海道町村会長

13 北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地区に区分する。

2 道央地区に札幌地区を置くものとする。

（代表消防機関の設置及び任務）

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地区ごとに地区代表消防機関を置き、地区代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地区代表消防機関及び総括代表消防機関（以下「代表消防機関」という。）の選定は、別に定める。

3 地区代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総括代表消防機関及び当該地区内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 当該地区内の応援可能な消防隊等の把握及び調整に関すること。

(3) 応援する指揮支援隊、指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）の円滑な活動及び管理に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 北海道及び総務省消防庁との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 地区代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

(3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握及び調整に関すること。

(4) 応援隊の円滑な活動及び管理に関すること。

(5) その他必要な事項に関すること。

（代表消防機関の任務の代行）

第4条の2 代表消防機関を置く市町等が被災し、被害の状況により代表消防機関が任務を遂行できない場合は、当該代表消防機関を置く市町等の長は、代表消防機関の代行を置くことができるものとする。

2 代表消防機関の代行の選定は、別に定める。

（応援の種別）

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 陸上応援 指揮支援隊、指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊による活動
 - (2) 航空応援 回転翼航空機を装備した消防吏員の1隊（以下「航空隊」という。）による活動
- （応援隊及び資機材の登録）

第6条 市町等は、応援隊及び資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援の要請の方法）

第7条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第1要請

当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第2要請

当該市町等が構成する別表の地区内の他の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

ウ 第3要請

当該市町等が構成する別表の地区外の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあつては要請側の地区代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地区代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地区代表消防機関を経由して行うものとする。

（応援要請の代行）

第7条の2 地区代表消防機関（札幌地区代表消防機関を除く。）を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認める場合は、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

（迅速な出動体制の構築）

第8条 代表消防機関を置く市町等の長は、別に定める災害が北海道内で発生した場合は、速やかに当該地区内の応援可能な消防隊等を把握し迅速な出動体制を構築するものとする。

（応援隊の派遣）

第9条 第7条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、

特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

3 札幌地区代表消防機関は、道央地区内の第2要請又は第3要請において、要請側の長が特に必要と認める場合に道央地区代表消防機関と調整し、札幌地区応援部隊を速やかに編成し派遣できるものとする。

(応援隊の指揮)

第10条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第11条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

- (1) 応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当
- (2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- (3) 車両及び機械器具の修理費
- (4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）

2 航空応援に要する応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第12条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
- (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成29年4月27日から施行する。

附 則（令和2年3月23日締結）

この協定は、令和2年7月1日から施行する。

本協定の成立を証するため協定書 58 通を作成し、記名押印のうえ市町等において各 1 通を保有する。

別表

地域	構 成 市 町 等
道東地区	釧路市、根室市、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、根室北部消防事務組合、とにかち広域消防事務組合

※ 道東地区以外の地域については省略

14 災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における救護活動の万全を期するため、十勝管内各町村{別掲(以下「甲」という。)}と社団法人十勝医師会(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、十勝管内各市町村地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(救護班の派遣)

第2条 甲は、十勝管内各町村地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、それを甲に提出するものとする。

(救護班の業務)

第4条 救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急措置及び医療
- (2) 傷病者の収容医療機関への転送の可否及び転送順位の決定
- (3) 被災者の死亡の確認及び死体の検案

(救護班に対する指揮命令等)

第5条 救護班に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医療品の補給等)

第6条 甲は、医療品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

(収容医療機関の指定)

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する費用

- (2) 救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費
- (3) 救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの。

(細目)

第 10 条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は有効期間満了の日の翌日から起算して 1 年間延長するものとし、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 3 年 4 月 1 日

甲 十勝管内各町村長

乙 (社) 十勝医師会長

15 災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則

平成3年4月1日付で締結した災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第10条に基づく細則は、次のとおりとする。

（医療救護活動の報告）

第1条 社団法人十勝医師会（以下「乙」という。）が、協定書第2条の規定により救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに各救護班ごとの「医療救護活動報告書」（第1号様式）、「班員名簿」（第2号様式）及び「医療品等使用報告書」（第3号様式）をとりまとめ、十勝管内各町村（以下「甲」という。）に報告するものとする。

（事故報告）

第2条 乙は、協定書第2条に基づく医療救護活動において、救護班員が負傷し疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（第4号様式）により速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第3条 協定書第9条第1号、第2号及び第4号に規定する費用については乙が各救護班分をとりまとめ「費用弁償請求書」（第5号様式）により甲に請求するものとする。

2 協定書第9条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が「扶助金支給申請書」（第6号様式）により甲に請求するものとする。

（費用弁償の額）

第4条 協定書第9条第1号に規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定書第9条第2号に規定する実費弁償の額は、使用した医療品等に係る実費とする。

3 協定書第9条第3号に規定する扶助金については、北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例（昭和38年北海道条例第56号）に準ずるものとする。

4 協定書第9条第4号に規定する費用弁償の額は、同条第1号、第2号及び第3号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したものとする。

（支払い）

第5条 甲は、前2条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ速やかに乙に対し支払うものとする。

別表

区 分	日 当	旅 費	時間外勤務手当
医 師 看 護 婦	災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）別表第2に定める額		
補助職員	看護婦の日当 1 / 2 (100 円未満切捨)	一般職の道職員の行政職給料表による2級の職にある者の旅費相当額	一般職の道職員の時間外勤務手当支給の例による額

16 災害対策業務に関する協定書

足寄町（以下「甲」という。）と足寄建設業協会（災害対策特別委員会）（以下「乙」という。）とは、災害時における災害対策業務の実施に関し次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、地震及び大雨風水害等、異常な自然現象及び予期出来ない災害が発生した初期の段階において、甲からの要請により、乙が被害の拡大の防止と被害施設の早期復旧に対応することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 業務の実施範囲は、足寄町内において発生した災害予防、応急災害復旧とする。

（事業の内容）

第3条 甲より出動の要請があったときは、乙はできる限り速やかに被災状況を把握し、応急対処をするものとする。

（契約の締結）

第4条 甲は、乙の会員と遅滞なく工事請負契約を締結するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、協定の有効期間満了の日の30日前までに甲、乙いずれからも何ら意思表示がないときは、この協定は有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降同様とする。

（損害の負担）

第6条 業務の実施に伴い甲、乙双方の責に帰さない理由により第3者に損害を及ぼした場合、その処置については甲、乙協議して定めるものとする。

（活動費用）

第7条 この協定に基づく応急災害復旧に要した費用については、公共事業単価で積算する。

（その他）

第8条 この協定に定めない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し甲、乙が記名捺印の上、それぞれ各1通保有するものとする。

令和 4年 3月23日

甲 足寄町長

乙 足寄建設業協会
会長

17 災害の概要

令和7年8月1日現在

年 月 日	原 因	災 害 の 内 容	被害額 (千円)
昭和 36. 9. 16 ～17	第2室戸台風	災害地域は町内一円 農地被害	21,430
37. 8. 4 9	台風 9号 台風10号	床上浸水13棟、床下浸水96棟 住家・農地・農作物・農業用施設・河川・道路・ 橋梁・林野等被害	114,167
38.10. 1 ～ 2	集中豪雨	流失1棟、床上浸水2棟、床下浸水40棟 住家・農作物・道路・その他被害	19,106
39. 6. 4 ～ 5	6月低気圧	床上浸水6棟、床下浸水27棟 住家・非住家・農地・農作物・農業用施設・河川 ・道路・橋梁・その他被害	149,234
8.25	台風14号	床下浸水15棟 住家・農作物・農業用施設・河川・道路・橋梁・ その他被害	23,228
41. 5. 19	林野火災	旭ヶ丘の林野365h a	3,945
6.29 ～30	台風 4号	災害地域は町内一円 農作物・河川被害	50,820
43. 5. 16	「1968年 十勝沖地震」	北海道から東北にかけての地震 (震源地エリモ岬南方150km、規模M7.9) 文教被害	250
45. 5. 11 ～12	低気圧 集中豪雨	災害地域は町内一円 河川・道路被害	15,820
49. 7. 31	集中豪雨	災害地域は町内一円 農作物・河川・道路・橋梁被害	18,757
50. 5. 18	集中豪雨	床上浸水5棟、床下浸水12棟 住家・農地・農作物・農業用施設・河川・道路・ 橋梁被害	366,064
56. 4. 10 ～12	融雪	災害地域は町内一円 河川・道路被害	13,100
8. 3 ～ 6	豪雨	災害地域は町内一円 農作物被害	213,635
57. 8. 29 ～31	降雨	災害地域は町内一円 農地・農作物・農業用施設・河川・道路・橋梁被 害	366,064
58. 4. 2	融雪	災害地域は町内一円 河川・道路被害	147,400
7.31	集中豪雨	災害地域は茂喜登牛、白糸 農地・農業用施設・その他被害	140,000
60. 4. 4 5日	融雪	災害地域は茂喜登牛、白糸 農地・農業用施設・河川被害	66,700
6.15	降霜	災害地域は平和、上螺湾、芽登 農地被害	7,935
9. 1	豪雨	災害地域は上螺湾 河川被害	1,300
9. 7 ～ 8	台風13号 大雨	災害地域は茂喜登牛、白糸 農地・農業用施設被害	60,000

年 月 日	原 因	災 害 の 内 容	被害額 (千円)
昭和 61. 4. 12 ～13	融雪	災害地域は白糸、稲牛、上螺湾、中足寄 農地・農業用施設・河川・橋梁被害	643,800
4.	凍土	災害地域は市街地、中矢、芽登、茂喜登牛 道路被害（異常低温による凍土）	244,300
4. 15 ～16	融雪	災害地域は茂喜登牛、上利別 農業用施設被害	103,500
9. 3 ～ 4	大雨	災害地域は芽登、中足寄他 河川・道路被害	4,170
62. 1. 14	地震	災害地域は町内一円	107
5. 3	降雨融雪	災害地域は大誉地 農業用施設被害	12,000
6. 2	林野火災	災害地域は喜登牛 林野被害	55,080
9. 26	集中豪雨	災害地域は旭ヶ丘、平和 道路被害	700
63. 4. 19	大雨	災害地域は町内一円 農地・農業用施設・河川被害	95,100
5. 12 ～13	大雨	災害地域は町内一円 農地・河川被害	4,584
7. 6	降ひょう	災害地域は螺湾本町 農作物被害	4,817
8. 26	大雨	災害地域は大誉地、床下浸水 1 棟 河川・道路被害	6,200
11. 24 ～25	大雨	災害地域は町内一円、床上浸水 3 棟、床下浸水 5 棟 住家・非住家・農地・農作物・農業用施設・河川 ・道路被害	2,952,173
平成 1. 6. 29	大雨	災害地域は町内一円、床上浸水 1 棟、床下浸水 4 棟 住家・農業用施設・河川・道路・林道被害	363,608
8. 28	大雨	災害地域は町内一円 農地・農作物・河川・道路被害	87,824
2. 9. 3	台風 17 号 大雨	災害地域は町内一円 農業用施設・河川・道路・その他被害	236,034
3. 10. 18	大雨	災害地域は白糸・稲牛 河川被害	9,800
4. 6. 6	降雨	災害地域は町道（螺湾・上足寄線） 241 号から約 1 km 地点土砂流出による通行不能	
7. 9	降ひょう	災害地域は大誉地（伏古丹地区） 農作物被害	8,170
8. 9	大雨 台風 10 号	災害地域は町内一円、床下浸水 1 棟 農作物・道路被害	19,528
9. 11	大雨 台風 17 号	災害地域は町内全域（芽登地区を除く）、螺湾本 町で床下浸水 1 棟 住家・農地・農作物・農業用施設・河川・道路・ その他被害	639,053

年 月 日	原 因	災 害 の 内 容	被害額 (千円)
平成 5. 1. 15	「平成 5 年 (1993 年) 釧路沖地震」	震源地釧路沖 (規模M7. 5) 災害地域は町内一円、人的被害 1 件 病院・商工業・農業施設・水道・文教被害	
8. 28	大雨 台風 11 号	災害地域は町内一円 道路・農業用施設被害	3, 800
6. 9. 20	大雨 台風 24 号	災害地域は町内一円 農地・道路・文教被害	26, 600
10. 4	「平成 6 年 (1994 年) 東方沖地震」	災害地域は町内一円、人的被害 4 件 道路・衛生・商工業・文教・社教被害	
11. 7	暴風・波浪	災害地域は町内一円 文教被害	2, 500
10. 7. 9	大雨	災害地域は町内一円 農地・道路・農道・河川・林道被害	306, 280
8. 28	大雨	災害地域は町内一円、床上浸水 2 棟、床下浸水 3 棟 住家・農地・農作物・河川・水道・農業用施設・ 道路・林道・その他被害	441, 407
12. 4. 10 ～11	降雨	災害地域は町内一円 農地・農作物・農業用施設・河川・道路・林道	41, 806
13. 8. 23	大雨 台風 11 号	災害地域は町内一円、床上浸水 1 棟、床下浸水 1 棟 住家・農業用施設・河川・道路・林道・文教被害	50, 831
13. 9. 11	大雨 台風 15 号	災害地域は町内一円、床下浸水 1 棟 住家・農地・農作物・農業用施設・河川・道路・ 林道被害	197, 928
15. 8. 9	大雨 台風 10 号	災害地域は町内一円、床上浸水 5 棟、床下浸水 22 棟 住家・道路・河川・林道・農業用施設・農地・農 作物・水道・文教・商工業被害	855, 599
9. 26	「平成 15 年 (2003 年) 十勝沖地震」	日高・釧路・十勝・根室支庁にかけて最大震度 6 弱の地震 (震源地釧路沖、規模M8. 0) 余震等 (震源地十勝沖、規模M5. 5、震源地釧路沖、 規模M5. 8)	
17. 9. 7	大雨 台風 14 号	災害地域は町内一円、床上浸水 1 件 (温泉施設) 、停電 1 8 件 道路・河川・公園・その他被害	8, 116
18. 4. 20 ～21	大雨	災害地域は町内一円 道路・河川・農業用施設、林道、水道被害	11, 714
8. 18	大雨	災害地域は町内一円 道路・橋梁・農作物・農道・林道被害	36, 394
10. 7 ～ 8	大雨	災害地域は町内一円、住家一部破損 3 棟、 停電 823 戸 住家・農作物・農業用施設・道路・公園・林道・ 林産物・病院・商業・文教・その他被害	1, 336, 855
21. 6. 22 ～23	大雨 強風	災害地域は町内一円 道路・農道・林道	11, 150
21. 7. 28	大雨	災害地域は町内一円 道路・農道・林道	2, 977
23. 9. 2 ～ 6	台風 12 号	災害地域は町内一円 農作物・道路・林道・その他被害	145, 088

年 月 日	原 因	災 害 の 内 容	被害額 (千円)
平成 27. 10. 8 ～ 9	台風 23 号接近 強風	災害地域は町内一円、 住家・農業用施設・道路・林道・その他被害	20,000
28. 8. 17 ～18	台風 7 号	災害地域は町内一円、 床上浸水 35 棟、床下浸水 14 棟 住家・農地・農作物・河川・水道・農業用施設・ 道路・林道・その他被害	729,000
8. 19 ～23	台風 11 号 台風 9 号	災害地域は町内一円、 床上浸水 6 棟、床下浸水 9 棟 住家・農地・農作物・河川・水道・農業用施設・ 道路・林道・その他被害	
8. 29 ～31	台風 10 号	災害地域は町内一円、 内水氾濫・その他被害	
29. 4. 18	強風	災害地域はオンネトー地区 住家（宿泊施設）一部破損	10,000
30. 3. 8 ～ 9	大雨 融雪	災害地域は町内一円 道路・河川・商業・文教・農地・水道被害	9,180
7. 2 ～ 5	大雨	災害地域は町内一円 道路・農作物被害	20,249
9. 4 ～ 5	台風 21 号	災害地域は町内一円 農業用施設・農作物被害	20,142
9. 6	「平成 30 年 北海道胆振 東部地震」	北海道内全域にかけて最大震度 7 の地震 （震源地胆振地方中東部、規模 M 6. 7） 町内全域で停電発生 農作物・商工業・その他被害	32,489
令和 3. 2. 15 ～16	暴風雪	災害地域は町内一円 農業用施設・河川・その他被害	6,000
3. 12. 1	強風	災害地域は町内一円 住家・農業用施設被害	6,690
4. 7. 27	大雨	災害地域は町内一円 床下浸水 1 棟 住家・農地・農作物・道路・林道・その他被害	16,824
6. 10. 23	大雨	災害地域は町内一円 道路被害	未定

18 消防・水防・地震防災信号等

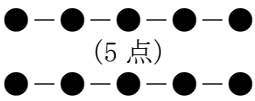
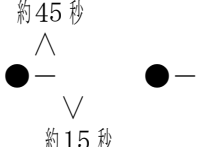
1 消防信号（消防法第 18 条第 2 項に基づき消防法施行規則第 34 条で定める信号）

	種 別	打 鐘 信 号	サイレン信号
火 災 信 号	近火信号 消防屯所から約 800 m以内のとき	●—●—●—●—● (連点)	約 3 秒 (短声連点) ^ ●—●—●— v 約 2 秒
	出場信号 署所団出場区域内	●—●—● (3 点) ●—●—●	約 5 秒 ^ ●—●—●— v 約 6 秒
	応援信号 署所団特命応援出場 のとき	●—● (2 点) ●—● ●—●	
	報知信号 出場区域外の火災を 認知したとき	● ● ● ● ● (1 点)	
	鎮火信号	● ● ●—● (1 点と 2 点との斑打) ● ● ●—●	
山 林 火 災 信 号	出場信号 署所団出場区域内	●—●—● ●—● (3 点と 2 点との斑打)	約 10 秒 ^ ●—●— v 約 2 秒
	応援信号 署所団特命応援出場のとき	同 上	同 上
火 災 警 報 信 号	火災警報発令信号	● ● ●—●—● ● ● ●—●—● (1 点と 4 点との斑打)	約 30 秒 ^ ●—●— v 約 6 秒
	火災警報解除信号	● ● ●—● ● ● ●—● (1 点 2 個と 2 点との斑打)	約 10 秒 約 1 分 ^ ^ ●—●—●—●— v 約 3 秒
演 習 招 集 信 号	演 習 招 集 信 号	● ● ●—●—● ● ● ●—●—● (1 点と 3 点との斑打)	約 15 秒 ^ ●—●— v 約 6 秒
備 考	1 火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれの 1 種又は 2 種以上を併用することができる。 2 信号継続時間は、適宜とする。 3 消防職員又は消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。		

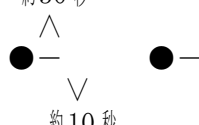
2 水防信号（水防法第20条の規定による知事が定める信号）

種 別	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号	備 考
警 戒 信 号	○休止 ○休止 ○休止	5秒-15秒 5秒-15秒 5秒-15秒 ○- 休止 ○- 休止 ○- 休止	はん濫注意水位〔警戒水位〕に達したとき及び気象官署から気象の通報を受けたとき発する信号
出動第1信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	5秒-6秒 5秒-6秒 5秒-6秒 ○- 休止 ○- 休止 ○- 休止	水防管理団体及び消防機関に属する者の全員出動信号
出動第2信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	10秒-5秒 10秒-5秒 10秒-5秒 ○- 休止 ○- 休止 ○- 休止	水防管理団体の区域内に居住する者の出動信号
危 険 信 号 (避難立退き)	乱 打	1分-5秒 1分-5秒 1分-5秒 ○- 休止 ○- 休止 ○- 休止	必要を認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせる信号
備 考	1 信号は、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは口頭伝達により周知させるものとする。		

3 地震防災信号（大規模地震対策特別措置法第20条の規定による）

警 鐘	サ イ レ ン	備 考
 (5点)	 約45秒 約15秒	1 警鐘、又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。

4 火山防災信号（法令の規定がないため自治体として規定した信号）

サ イ レ ン	備 考
 約30秒 約10秒	1 防災無線の警告放送に続き、サイレンを適宜の時間継続すること。 2 避難勧告・指示が発令されたときは、関係機関と連携をとり巡視、巡回するものとする。 3 危険が去ったときは、防災無線放送により関係者に周知させるものとする。

別表

区 分	日 当	旅 費	時間外勤務手当
医 師 看 護 婦	災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）別表第2に定める額		
補助職員	看護婦の日当 1／2 (100円未満切捨)	一般職の道職員の行政職給料表による2級の職にある者の旅費相当額	一般職の道職員の時間外勤務手当支給の例による額

19 重要警戒区域（重要水防箇所（知事管理区間））

水系	河川名	右・左岸	起点	終点	延長(km)	重要度
十勝川	利別川	左岸	旭町(青雲橋から1km下流)	旭町(青雲橋から0.2km下流)	0.80	B
		左岸	旭町(青雲橋から0.2km下流)	旭町(両国橋)	0.60	A
		左岸	下愛冠(足寄橋から0.2km上流)	下愛冠(足寄橋から1km上流)	1.00	B
		右岸	川向(豊栄橋)	南1条(両国橋)	2.30	A
		右岸	南1条(両国橋)	北5条(足寄橋から2.8km下流)	0.40	B
		右岸	北5条(足寄橋から2.8km下流)	西町(足寄橋から0.2km上流)	0.90	B
		右岸	西町(足寄橋から0.2km上流)	美盛(足寄橋から0.7km上流)	0.80	B
		右岸	大誉地(誉橋から0.4km下流)	大誉地(誉橋から0.3km上流)	0.70	A
	足寄川	左岸	旭町(利別川との合流点)	旭町(共励橋から0.4km上流)	0.90	B
		右岸	旭町(利別川との合流点)	旭町(藤見橋から0.4km下流)	1.60	B
	佐野川	左岸	北3条(利別川との合流点)	里見が丘(芳賀橋から0.5km上流)	1.90	B
		右岸	北3条(利別川との合流点)	里見が丘(芳賀橋から0.5km上流)	1.90	B

※ A：水防上最も重要な区間 B：水防上重要な区間

20 重要警戒区域（地滑り危険区域）

図番号	箇所番号	箇所名	土砂災害警戒区域(イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)	備考
地 001	8-2-405	螺湾沢	○		
地 002	8-3-406	上螺湾	○		
地 003	8-4-407	伏古丹	○		
地 004	8-10-496	開北	○		

21 重要警戒区域（急傾斜地崩壊危険区域）

図番号	箇所番号	箇所名	土砂災害警戒区域(イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)	備考
急 001	I-8-50-2696	足寄 茂足寄1	○	○	
急 002	I-8-51-2697	足寄 芽登1	○	○	
急 003	I-8-52-2698	足寄 芽登2	○	○	
急 004	I-8-53-2699	足寄 西町1	○	○	
急 005	I-8-54-2700	足寄 西町2	○	○	
急 006	I-8-55-2701	足寄 旭町	○	○	
急 007	I-8-56-2702	足寄 西町3	○	○	
急 008	I-8-57-2703	足寄 里美が丘1	○	○	
急 009	I-8-58-2704	足寄 里美が丘2	○	○	

図番号	箇所番号	箇所名	土砂災害警戒 区域（イエロ ーゾーン）	土砂災害特別 警戒区域（レ ッドゾーン）	備考
急 010	I-8-82-3145	足寄 喜登牛	○	○	
急 011	II-8-63-2070	足寄 上利別 1	○	○	
急 012	II-8-64-2071	足寄 上足寄	○	○	
急 013	II-8-65-2072	足寄 上螺湾 1	○	○	
急 014	II-8-66-2073	足寄 上螺湾 2	○	○	
急 015	II-8-67-2074	足寄 里美が丘 3	○	○	
急 016	II-8-68-2075	足寄 西町 4	○	○	
急 017	II-8-91-2414	足寄 下愛冠 1	○	○	
急 018	II-8-92-2415	足寄 西町 5	○	○	
急 019	III-8-33-734	足寄 大誉地本町	○	○	
急 021	III-8-35-736	足寄 上利別 2	○	○	
急 022	III-8-36-737	足寄 鷲府	○	○	
急 023	III-8-37-738	足寄 下愛冠 2	○	○	
急 025	III-8-54-880	足寄 稲牛	○	○	

22 重要警戒区域（土石流危険渓流）

図番号	箇所番号	箇所名	土砂災害警戒区域(イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)	備考
土 001	Ⅱ 84-0050	黒田牧場の沢川	○		
土 002	Ⅱ 84-0060	斉藤牧場の沢川	○		
土 003	Ⅱ 84-0070	事務所の沢川	○	○	
土 004	Ⅰ 84-0080	佐野川	○		
土 007	Ⅱ 84-0120	上利別沢川	○		
土 008	Ⅱ 84-0130	下塩幌の沢川	○		
土 009	Ⅱ 84-0140	1 の沢川	○		
土 010	Ⅱ 84-0150	南雲牧場一の沢川	○		
土 011	Ⅱ 84-0160	南雲牧場二の沢川	○		
土 012	Ⅱ 84-0170	前田牧場の沢川	○		
土 013	Ⅱ 84-0180	三の沢川	○		
土 014	Ⅱ 84-0190	上利別二の沢川	○		
土 015	Ⅰ 84-0200	上大菅地川	○	○	
土 016	Ⅱ 84-0330	西一線沢川	○		
土 017	Ⅰ 84-0340	団地 1 の沢川	○	○	
土 018	Ⅰ 84-0350	団地 2 の沢川	○		
土 019	Ⅱ 84-0360	中足寄の沢川	○		
土 020	Ⅱ 84-0370	萩原の沢川	○		
土 021	Ⅰ 84-0380	郵便局の沢川	○	○	
土 022	Ⅰ 84-0390	上足寄本町の沢川	○		
土 023	Ⅱ 84-0400	宮城の沢川	○		
土 024	Ⅱ 84-0410	宮城川	○		
土 025	Ⅱ 84-0420	愛徳橋の沢川	○		
土 026	Ⅱ 84-0430	茂足寄川三の沢川	○		
土 027	Ⅱ 84-0440	阿部牧場の沢川	○	○	
土 028	Ⅱ 84-0450	高島の沢川	○		
土 029	Ⅱ 84-0460	稲牛沢川	○		
土 030	Ⅱ 84-0470	拓進の沢左股川	○	○	
土 031	Ⅱ 84-0480	拓進の沢右股川	○	○	
土 032	Ⅱ 84-0490	菅野牧場の沢川	○	○	
土 033	Ⅱ 84-0500	上稲牛沢川	○	○	
土 034	Ⅱ 84-0520	ルウチシナイ 1 の沢川	○		
土 035	Ⅱ 84-0530	共栄二の沢川	○		
土 036	Ⅲ 84-002	足寄発電所 4 の沢川	○		
土 037	Ⅲ 84-003	下愛冠の沢川	○		
土 038	Ⅲ 84-004	下愛冠四丁目の沢川	○		
土 039	Ⅲ 84-005	新町 1 の沢川	○		
土 040	Ⅲ 84-006	新町二の沢川	○		
土 041	Ⅲ 84-007	共栄三の沢川	○		
土	Ⅰ 84-0100	シモアイカップ川	○		

23 重要警戒区域（山腹崩壊危険地区）

市町村名	字名	危険地区名	危険地区図面名	備考
足寄郡足寄町	螺湾	足寄町-山-001	山-1	
足寄郡足寄町	稲牛	足寄町-山-002	山-2	
足寄郡足寄町	茂喜登牛	足寄町-山-003	山-3	
足寄郡足寄町	稲牛	足寄町-山-004	山-4	
足寄郡足寄町	上利別	足寄町-山-005	山-5	
足寄郡足寄町	旭町	足寄町-山-006	山-6	
足寄郡足寄町	稲牛	足寄町-山-007	山-7	
足寄郡足寄町	字下愛冠	足寄町-山-008	山-8	
足寄郡足寄町	共栄町	足寄町-山-009	山-9	

24 重要警戒区域（崩壊土砂流出危険地区）

市町村名	字名	危険地区名	危険地区図面名	備考
足寄郡足寄町	上螺湾	足寄町-崩-001	崩-1	
足寄郡足寄町	ラワン	足寄町-崩-002	崩-2	
足寄郡足寄町	螺湾本町	足寄町-崩-003	崩-3	
足寄郡足寄町	稲牛	足寄町-崩-004	崩-4	
足寄郡足寄町	稲牛	足寄町-崩-005	崩-5	
足寄郡足寄町	稲牛	足寄町-崩-006	崩-6	
足寄郡足寄町	稲牛	足寄町-崩-007	崩-7	
足寄郡足寄町	稲牛	足寄町-崩-008	崩-8	
足寄郡足寄町	稲牛	足寄町-崩-009	崩-9	
足寄郡足寄町	稲牛	足寄町-崩-010	崩-10	
足寄郡足寄町	稲牛	足寄町-崩-011	崩-11	
足寄郡足寄町	稲牛	足寄町-崩-012	崩-12	
足寄郡足寄町	大誉地	足寄町-崩-013	崩-13	
足寄郡足寄町	大誉地	足寄町-崩-014	崩-14	
足寄郡足寄町	大誉地	足寄町-崩-015	崩-15	
足寄郡足寄町	大誉地	足寄町-崩-016	崩-16	
足寄郡足寄町	大誉地	足寄町-崩-017	崩-17	
足寄郡足寄町	大誉地	足寄町-崩-018	崩-18	
足寄郡足寄町	大誉地	足寄町-崩-019	崩-19	
足寄郡足寄町	大誉地	足寄町-崩-020	崩-20	
足寄郡足寄町	大誉地	足寄町-崩-021	崩-21	
足寄郡足寄町	大誉地	足寄町-崩-022	崩-22	
足寄郡足寄町	大誉地	足寄町-崩-023	崩-23	
足寄郡足寄町	上斗伏	足寄町-崩-024	崩-24	
足寄郡足寄町	中足寄	足寄町-崩-025	崩-25	
足寄郡足寄町	新町	足寄町-崩-026	崩-26	
足寄郡足寄町	共栄町	足寄町-崩-027	崩-27	
足寄郡足寄町	共栄町	足寄町-崩-028	崩-28	
足寄郡足寄町	里見が丘	足寄町-崩-029	崩-29	
足寄郡足寄町	足寄太	足寄町-崩-030	崩-30	
足寄郡足寄町	愛冠	足寄町-崩-031	崩-31	
足寄郡足寄町	喜登牛	足寄町-崩-032	崩-32	
足寄郡足寄町	喜登牛	足寄町-崩-033	崩-33	
足寄郡足寄町	芽登	足寄町-崩-034	崩-34	
足寄郡足寄町	鷲府	足寄町-崩-035	崩-35	
足寄郡足寄町	下愛冠	足寄町-崩-036	崩-36	
足寄郡足寄町	共栄町	足寄町-崩-037	崩-37	
足寄郡足寄町	茂喜登牛	足寄町-崩-038	崩-38	
足寄郡足寄町	稲牛	足寄町-崩-039	崩-39	
足寄郡足寄町	下愛冠	足寄町-崩-040	崩-40	
足寄郡足寄町	里見が丘	足寄町-崩-041	崩-41	
足寄郡足寄町	下愛冠	足寄町-崩-042	崩-42	
足寄郡足寄町	上利別	足寄町-崩-043	崩-43	
足寄郡足寄町	鷲府	足寄町-崩-044	崩-44	
足寄郡足寄町	ラワン	足寄町-崩-045	崩-45	
足寄郡足寄町	愛冠	足寄町-崩-046	崩-46	
足寄郡足寄町	旭町	足寄町-崩-047	崩-47	
足寄郡足寄町	芽登	足寄町-崩-048	崩-48	
足寄郡足寄町	螺湾本町	足寄町-崩-049	崩-49	

25 指定緊急避難場所、指定避難所

【地震災害時】

自治会名	指定緊急避難場所	指定避難所
南3条	老人憩の家駐車場	あしよろ銀河ホール 21
南4条	南区コミュニティセンター広場	足寄小学校
南5条	南区コミュニティセンター広場	南区コミュニティセンター
南6条	足寄小学校校庭	足寄小学校
南6条仲町	足寄小学校校庭	足寄小学校
南6条緑町	利別川公園	町民センター
南6区	足寄中学校校庭	足寄中学校体育館
南7条	足寄小学校校庭	足寄小学校
南7条4丁目	足寄小学校校庭	足寄小学校
栄町第1	足寄小学校校庭	足寄小学校
栄町第2	栄町公園	緑栄コミュニティセンター
南1条1丁目	あしよろ銀河ホール 21 駐車場	あしよろ銀河ホール 21
中央2区	あしよろ銀河ホール 21 駐車場	あしよろ銀河ホール 21
中央3区	あしよろ銀河ホール 21 駐車場	あしよろ銀河ホール 21
中央4区	中央公園	町民センター
中島1区	足寄小学校校庭	足寄小学校
中島2区	中島通公園	中島コミュニティセンター
東1区	町民センター広場	町民センター
東2区	町民センター広場	町民センター
東3区	足寄ウェタスキウィン公園	町民センター
北1区	あしよろ銀河ホール 21 駐車場	あしよろ銀河ホール 21
北2区	あしよろ銀河ホール 21 駐車場	あしよろ銀河ホール 21
北3条	子どもセンター広場	子どもセンター
北5条	子どもセンター広場	子どもセンター
北6条	足寄橋公園	子どもセンター
神社	足寄神社社務所広場	総合体育館
西町4丁目	あしよろ銀河ホール 21 駐車場	あしよろ銀河ホール 21
西町5丁目	つくし公園	あしよろ銀河ホール 21
西町6丁目	あしよろ銀河ホール 21 駐車場	あしよろ銀河ホール 21
西町7丁目	子どもセンター広場	子どもセンター
西町7丁目1	子どもセンター広場	子どもセンター
西町8丁目第1	山手通公園	子どもセンター
西町8丁目第2	山手通公園	子どもセンター
美盛	美盛会館広場	特養・デイサービスセンター
常盤	北海道立青少年体験支援施設ネイバル 足寄広場	特養・デイサービスセンター
旭町1丁目	生涯学習館広場	生涯学習館
旭町2丁目	生涯学習館広場	生涯学習館
旭町3・4丁目	生涯学習館広場	生涯学習館
足寄	生涯学習館広場	生涯学習館
下愛冠1・3・4丁目	北星公園	下愛冠コミュニティセンター
下愛冠2丁目	北星公園	下愛冠コミュニティセンター
郊南1丁目	郊南コミュニティセンター広場	郊南コミュニティセンター
下足寄太	下足寄太会館広場	下足寄太会館
川向	下水道終末処理施設広場	下水道終末処理施設
平和	平和生活改善センター広場	平和生活改善センター
ほほえみ	ケアハウス銀河の里あしよろ広場	ケアハウス銀河の里あしよろ
中足寄	中足寄集落センター広場	中足寄集落センター
稲牛	稲牛集落センター広場	稲牛集落センター
奥足寄	らわん蔭の里広場	らわん蔭の里
螺湾本町	らわん蔭の里広場	らわん蔭の里
螺湾高台	らわん蔭の里広場	らわん蔭の里

自治会名	指定緊急避難場所	指定避難所
上螺湾	上螺湾集会所広場	上螺湾集会所
美里別	上足寄集落センター広場	上足寄集落センター
宮城	上足寄集落センター広場	上足寄集落センター
茨城	上足寄集落センター広場	上足寄集落センター
茂足寄	茂足寄集落センター広場	茂足寄集落センター
下鷲府	鷲府集会所広場	鷲府集会所
上鷲府	上鷲府会館広場	上鷲府会館
愛冠	相和生活改善センター広場	相和生活改善センター
西一線	相和生活改善センター広場	相和生活改善センター
静原	白糸集落センター広場	白糸集落センター
泉	白糸集落センター広場	白糸集落センター
滝の上	白糸集落センター広場	白糸集落センター
白糸	白糸集落センター広場	白糸集落センター
清水	白糸集落センター広場	白糸集落センター
高嶺	白糸集落センター広場	白糸集落センター
上利別	上利別基幹集落センター広場	上利別基幹集落センター
庄内	上利別基幹集落センター広場	上利別基幹集落センター
上塩幌	上利別基幹集落センター広場	上利別基幹集落センター
塩幌	塩幌会館広場	塩幌会館
斗伏	大誉地小学校校庭	大誉地集落センター
大誉地	大誉地小学校校庭	大誉地集落センター
中大誉地	大誉地小学校校庭	大誉地集落センター
伏古丹	大誉地小学校校庭	大誉地集落センター
上大誉地	上大誉地集落センター広場	上大誉地集落センター
花輪	紅葉橋地区多目的集会施設広場	紅葉橋地区多目的集会施設
紅葉橋	紅葉橋地区多目的集会施設広場	紅葉橋地区多目的集会施設
中矢	中矢会館広場	中矢会館
芽登本町	芽登集落センター広場	芽登集落センター
末広	芽登集落センター広場	芽登集落センター
上芽登	上芽登集落センター広場	上芽登集落センター
旭ヶ丘	上芽登集落センター広場	上芽登集落センター
喜登牛	喜登牛集落センター広場	喜登牛集落センター
五十鈴	茂喜登牛集落センター広場	茂喜登牛集落センター
向栄	茂喜登牛集落センター広場	茂喜登牛集落センター
礎	茂喜登牛集落センター広場	茂喜登牛集落センター
植坂	茂喜登牛集落センター広場	茂喜登牛集落センター
柏倉	柏倉集落センター広場	柏倉集落センター

【水害時】

自治会名	指定緊急避難場所	指定避難所
南3条	総合体育館駐車場	足寄小学校
南4条	総合体育館駐車場	足寄小学校
南5条	総合体育館駐車場	足寄小学校
南6条	足寄中学校校庭	足寄小学校
南6条仲町	足寄中学校校庭	足寄小学校
南6条緑町	足寄中学校校庭	足寄小学校
南6区	足寄中学校校庭	足寄中学校体育館
南7条	足寄中学校校庭	足寄中学校体育館
南7条4丁目	足寄中学校校庭	足寄中学校体育館
栄町第1	足寄中学校校庭	足寄小学校
栄町第2	足寄中学校校庭	足寄小学校
南1条1丁目	総合体育館駐車場	総合体育館
中央2区	総合体育館駐車場	総合体育館
中央3区	総合体育館駐車場	総合体育館
中央4区	総合体育館駐車場	総合体育館

自治会名	指定緊急避難場所	指定避難所
中島1区	総合体育館駐車場	足寄小学校
中島2区	総合体育館駐車場	足寄小学校
東1区	総合体育館駐車場	総合体育館
東2区	総合体育館駐車場	総合体育館
東3区	総合体育館駐車場	総合体育館
北1区	総合体育館駐車場	足寄小学校
北2区	総合体育館駐車場	足寄小学校
北3条	総合体育館駐車場	足寄小学校
北5条	総合体育館駐車場	足寄小学校
北6条	総合体育館駐車場	足寄小学校
神社	総合体育館駐車場	総合体育館
西町4丁目	総合体育館駐車場	総合体育館
西町5丁目	総合体育館駐車場	総合体育館
西町6丁目	総合体育館駐車場	総合体育館
西町7丁目	総合体育館駐車場	総合体育館
西町7丁目1	総合体育館駐車場	総合体育館
西町8丁目第1	総合体育館駐車場	総合体育館
西町8丁目第2	総合体育館駐車場	総合体育館
美盛	総合体育館駐車場	総合体育館
常盤	北海道立青少年体験支援施設ネイパル 足寄広場	総合体育館
旭町1丁目	総合体育館駐車場	旭町母と子の家
旭町2丁目	総合体育館駐車場	旭町母と子の家
旭町3・4丁目	総合体育館駐車場	旭町母と子の家
足寄	総合体育館駐車場	旭町母と子の家
下愛冠1・3・4丁目	北星公園	足寄小学校
下愛冠2丁目	北星公園	足寄小学校
郊南1丁目	動物化石博物館駐車場	動物化石博物館
下足寄太	郊南コミュニティセンター広場	下足寄太会館
川向	動物化石博物館駐車場	動物化石博物館
平和	平和生活改善センター広場	平和生活改善センター
ほほえみ	ケアハウス銀河の里あしよる広場	ケアハウス銀河の里あしよる
中足寄	中足寄集落センター広場	中足寄集落センター
稲牛	稲牛集落センター広場	稲牛集落センター
奥足寄	らわん蔭の里広場	らわん蔭の里
螺湾本町	らわん蔭の里広場	らわん蔭の里
螺湾高台	らわん蔭の里広場	らわん蔭の里
上螺湾	上螺湾集会所広場	上螺湾集会所
美里別	上足寄集落センター広場	上足寄集落センター
宮城	上足寄集落センター広場	上足寄集落センター
茨城	上足寄集落センター広場	上足寄集落センター
茂足寄	茂足寄集落センター広場	茂足寄集落センター
下鷲府	鷲府集会所広場	鷲府集会所
上鷲府	上鷲府会館広場	上鷲府会館
愛冠	相和生活改善センター広場	相和生活改善センター
西一線	相和生活改善センター広場	相和生活改善センター
静原	塩幌会館広場	白糸集落センター
泉	塩幌会館広場	白糸集落センター
滝の上	塩幌会館広場	白糸集落センター
白糸	塩幌会館広場	白糸集落センター
清水	塩幌会館広場	白糸集落センター
高嶺	塩幌会館広場	白糸集落センター
上利別	上利別基幹集落センター広場	上利別基幹集落センター
庄内	上利別基幹集落センター広場	上利別基幹集落センター
上塩幌	上利別基幹集落センター広場	上利別基幹集落センター
塩幌	塩幌会館広場	塩幌会館

自治会名	指定緊急避難場所	指定避難所
斗伏	上利別基幹集落センター広場	上利別基幹集落センター
大誉地	上利別基幹集落センター広場	上利別基幹集落センター
中大誉地	中大誉地会館広場	中大誉地会館
伏古丹	上利別基幹集落センター広場	上利別基幹集落センター
上大誉地	上大誉地集落センター広場	上大誉地集落センター
花輪	—	—
紅葉橋	紅葉橋地区多目的集会施設広場	紅葉橋地区多目的集会施設
中矢	—	—
芽登本町	芽登小学校校庭	芽登集落センター
末広	—	—
上芽登	上芽登集落センター広場	上芽登集落センター
旭ヶ丘	上芽登集落センター広場	上芽登集落センター
喜登牛	喜登牛集落センター広場	喜登牛集落センター
五十鈴	—	—
向栄	—	—
礎	—	—
植坂	—	—
柏倉	茂喜登牛集落センター広場	柏倉集落センター
はるにれ	総合体育館駐車場	総合体育館

【土砂災害時】

自治会名	指定緊急避難場所	指定避難所
南3条	—	—
南4条	—	—
南5条	—	—
南6条	—	—
南6条仲町	—	—
南6条緑町	—	—
南6区	足寄中学校校庭	足寄中学校体育館
南7条	—	—
南7条4丁目	—	—
栄町第1	—	—
栄町第2	—	—
南1条1丁目	—	—
中央2区	—	—
中央3区	—	—
中央4区	—	—
中島1区	—	—
中島2区	—	—
東1区	—	—
東2区	—	—
東3区	—	—
北1区	—	—
北2区	—	—
北3条	あしよろ銀河ホール21 駐車場	足寄小学校
北5条	—	—
北6条	—	—
神社	足寄神社社務所広場	総合体育館
西町4丁目	あしよろ銀河ホール21 駐車場	総合体育館
西町5丁目	—	—
西町6丁目	あしよろ銀河ホール21 駐車場	総合体育館
西町7丁目	山手通公園	総合体育館
西町7丁目1	山手通公園	総合体育館
西町8丁目第1	山手通公園	総合体育館
西町8丁目第2	—	—

自治会名	指定緊急避難場所	指定避難所
美盛	美盛会館広場	総合体育館
常盤	—	—
旭町1丁目	—	—
旭町2丁目	—	—
旭町3・4丁目	旭町母と子の家広場	旭町母と子の家
足寄	旭町母と子の家広場	旭町母と子の家
下愛冠1・3・4丁目	北星公園	足寄小学校
下愛冠2丁目	—	—
郊南1丁目	動物化石博物館駐車場	動物化石博物館
下足寄太	下足寄太会館広場	下足寄太会館
川向	動物化石博物館駐車場	動物化石博物館
平和	平和生活改善センター広場	平和生活改善センター
ほほえみ	ケアハウス銀河の里あしよろ広場	ケアハウス銀河の里あしよろ
中足寄	中足寄集落センター広場	中足寄集落センター
稲牛	稲牛集落センター広場	稲牛集落センター
奥足寄	らわん蔭の里広場	らわん蔭の里
螺湾本町	—	—
螺湾高台	—	—
上螺湾	上螺湾集会所広場	上螺湾集会所
美里別	—	—
宮城	上足寄集落センター広場	上足寄集落センター
茨城	上足寄集落センター広場	上足寄集落センター
茂足寄	茂足寄集落センター広場	茂足寄集落センター
下鷲府	鷲府集会所広場	鷲府集会所
上鷲府	上鷲府会館広場	上鷲府会館
愛冠	—	—
西一線	相和生活改善センター広場	相和生活改善センター
静原	白糸集落センター広場	白糸集落センター
泉	白糸集落センター広場	白糸集落センター
滝の上	白糸集落センター広場	白糸集落センター
白糸	白糸集落センター広場	白糸集落センター
清水	白糸集落センター広場	白糸集落センター
高嶺	—	—
上利別	上利別基幹集落センター広場	上利別基幹集落センター
庄内	—	—
上塩幌	—	—
塩幌	塩幌会館広場	塩幌会館
斗伏	上利別基幹集落センター広場	上利別基幹集落センター
大誉地	上利別基幹集落センター広場	上利別基幹集落センター
中大誉地	—	—
伏古丹	—	—
上大誉地	—	—
花輪	—	—
紅葉橋	—	—
中矢	—	—
芽登本町	—	—
末広	—	—
上芽登	—	—
旭ヶ丘	—	—
喜登牛	喜登牛集落センター広場	喜登牛集落センター
五十鈴	—	—
向栄	—	—
礎	—	—
植坂	—	—
柏倉	柏倉集落センター広場	柏倉集落センター
		子どもセンター

26 避難所等（事情により地域の指定避難所へ避難することが困難な住民の避難所）

3 事情により地域の指定避難所へ避難することが困難な住民の避難所

(1) 障がいにより地域の指定避難所へ避難することが困難な住民の避難所

施設名	住所	電話番号
地域共同作業所	北2条4丁目76番地	25-3504

(2) 生命維持のために電力が必要な住民の避難所

施設名	住所	電話番号
足寄町役場	北1条4丁目48番地1	25-2141

(3) 介護が必要な住民や高齢者の避難所

施設名	住所	電話番号
老人憩の家	南3条3丁目2番地	25-3630
旭町ふれあいプラザ	旭町1丁目38番地	25-5559
螺湾寿の家	螺湾本町18番地	29-7070
上利別寿の家	上利別本町65番地	29-8110
大誉地寿の家	大誉地本町14番地5	28-2025
芽登寿の家	芽登本町245番地	26-2329

27 ヘリコプター離着陸可能地点

平成 29 年 4 月 1 日現在

地点名（緯度・経度）		面 積	主要建物からの方向・距離
①	旧足寄ヘリポート (北緯 43° 14' 16"、東経 143° 30' 27")	約 1. 6 h a	足寄町役場から西南西に約 4. 0 km
②	陸上競技場 (北緯 43° 14' 13"、東経 143° 32' 47")	約 2. 1 h a	足寄町役場から南西に約 1. 0 km
③	自由広場 (北緯 43° 14' 14"、東経 143° 32' 48")	約 1. 2 h a	足寄町役場から南西に約 0. 9 km
④	足寄小学校校庭 (北緯 43° 14' 06"、東経 143° 33' 10")	約 0. 7 h a	足寄小学校校舎隣接
⑤	足寄中学校校庭 (北緯 43° 13' 52"、東経 143° 32' 47")	約 2. 2 h a	足寄中学校校舎隣接
⑥	生涯学習館広場 (北緯 43° 14' 17"、東経 143° 33' 42")	約 1. 1 h a	足寄町役場から南西に約 0. 5 km
⑦	大誉地小学校校庭 (北緯 43° 23' 19"、東経 143° 40' 42")	約 0. 6 h a	大誉地小学校校舎隣接

28 災害時優先電話

令和7年4月1日現在

電話番号	部 署 名	設置場所	区分
0156-25-2141	足寄町役場（総務課総務室）	北1条4丁目48-1	災害救助機関
0156-25-2488	足寄町役場（代表FAX）	北1条4丁目48-1	災害救助機関
0156-25-2064	足寄町役場（建設課上下水道室）	北1条4丁目48-1	災害救助機関
0156-25-2157	足寄町国民健康保険病院	南2条3丁目1	災害救助機関
0156-25-2158	足寄町国民健康保険病院（FAX）	南2条3丁目1	災害救助機関
0156-25-5328	足寄町国民健康保険病院公宅	南4条3丁目11	災害救助機関
0156-25-4400	生涯学習館	旭町1丁目38	避難場所・学校等
0156-26-2101	芽登集落センター	芽登本町241-1	避難場所・学校等
0156-25-2679	足寄中学校	里見が丘4-4	避難場所・学校等
0156-25-2114	足寄小学校	南6条3丁目1	避難場所・学校等
0156-26-2102	芽登小学校	芽登本町196	避難場所・学校等
0156-28-2232	大誉地小学校	大誉地本町2-5	避難場所・学校等
0156-29-7122	螺湾小学校	螺湾本町65-5	避難場所・学校等
0156-25-5420	車両センター	旭町5丁目63	災害救助機関
0156-29-8320	水道施設（営農用水道滅菌施設）	鷺府	水道施設

29 浸水想定区域内要配慮者等施設リスト

施設名	住所	電話番号	FAX 番号	対象河川	浸水レベル	備考
足寄町障害者地域生活支援センター	北 3 条 2 丁目 4 - 2	28-3181	28-3180	利別川	3～5m	
デイホームひなたぼっこ	旭町 1 丁目 38	25-6000	25-6000	足寄川、利別川	5～10m	
グループホームうら花	旭町 1 丁目 38	25-6000		足寄川、利別川	5～10m	
足寄町国民健康保険病院	南 2 条 3 丁目 1	25-2155	25-2158	利別川	3～5m	
ホームケアクリニックあづま	南 5 条 3 丁目 1	25-5050	25-5450	利別川	0.5～3m	
地域共同作業所 ふれあいホーム	北 2 条 4 丁目 76	25-3504	25-6355	利別川	0.5～3m	
高齢者等複合施設 むすびれっじ	北 2 条 4 丁目 41	28-0177	25-3366	利別川	3～5m	
足寄小学校	南 6 条 3 丁目 1	25-2114	25-4904	利別川	0.5～3m	
螺湾小学校	螺湾本町 65-5	29-7122	29-7409	足寄川	3～5m	
大誉地小学校	大誉地本町 2-5	28-2232	28-2137	利別川	3～5m	

※各施設に対する水位等の伝達については、電話連絡により行うものとする。

30 応急金融の概要

(令和 6 年度)

融資の
名称

内容・資格・条件等

生活福祉資金

資金の種類		内容	貸付限度（円）	据置期間	償還期間	利子
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(単身世帯) 月額150,000円以内	最終貸付日から6か月以内	10年以内	無利子 (連帯保証人が設定できない場合：1.5%)
			(複数世帯) 月額200,000円以内			
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000円以内	6か月以内 (生活支援費併せ貸しの場合は、生活支援費の最終貸付日から6か月以内)		
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	600,000円以内				
福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要な費用（具体的使途は別表参照）	5,800,000円以内 (ただし、使途目的に応じて別表を参照)	6か月以内	20年以内 (ただし、使途目的に応じて別表を参照)	無利子 (連帯保証人が設定できない場合：1.5%)
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	100,000円以内	2か月以内	12か月以内	無利子
教育支援資金	就学支度費	高等学校等の入学に際し必要な経費	500,000円以内	卒業後6か月以内	20年以内 (貸付額に期間の上限あり)	無利子
	教育支援費	高等学校等に就学するのに必要な経費	(高等学校) 月額35,000円以内			
			(高等専門学校) 月額60,000円以内			
			(短期大学) 月額60,000円以内			
			(大学) 月額65,000円以内			
不動産担保型生活資金	不動産担保型	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付	(土地評価額の7割) 月額300,000円以内	契約終了後3か月以内	据置期間終了時	年3%、又は長期プライムレート のいずれか低い利率
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付	(土地と建物の評価額の7割) 月額生活扶助額の1.5倍以内			

※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据え置き期間を貸付けの日から2年以内とすることができる。

融資の 名称	内容・資格・条件等			
生活福祉資金	〈福祉資金福祉費別表〉			
	使途目的	呼称	貸付限度目安	償還期間
	生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000 円	20 年以内
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能習得期間 ・ 6 か月程度 1,300,000 円 ・ 1 年程度 2,200,000 円 ・ 2 年程度 4,000,000 円 ・ 3 年以内 5,800,000 円	8 年以内
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000 円	7 年以内
	福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000 円	8 年以内
	障がい者用自動車の購入に必要な経費	障害者自動車経費	2,500,000 円	8 年以内
	中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	中国年金追納経費	5,136,000 円	10 年以内
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000 円 特に必要と認められる場合 2,300,000 円	5 年以内
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000 円 特に必要と認められる場合 2,300,000 円	5 年以内
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	災害経費	1,500,000 円	7 年以内
	冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000 円	3 年以内
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	移転設備経費	500,000 円	3 年以内
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000 円	3 年以内
	その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000 円	3 年以内

融資の 名称	内容・資格・条件等							
母子父子寡婦福祉資金	資金の 種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を 受ける 期間	据置 期間	償還 期間	利率
	事業 開 始 資 金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福 祉団体 寡婦	事業（例えば洋裁、軽 飲食、文具販売、菓子 小売業等、母子・父子 福祉団体においては政 令で定める事業）を開 始するのに必要な設 備、什器、機械等の購 入資金	3,470,000 団体 5,220,000		1年	7年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
	事業 継 続 資 金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福 祉団体 寡婦	現在営んでいる事業 （母子・父子福祉団体 については政令で定め る事業）を継続するた めに必要な商品、材料 等を購入する運転資金	1,740,000 団体 1,740,000		6か月	7年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
	修学 資 金	母子家庭の母 が扶養する児 童 父子家庭の父 が扶養する児 童 父母のいない 児童 寡婦が扶養す る子	高校、専修学校 （高等課程） 高等専門学校 短大、専修大学 （専門課程） 大学院 専修学校 （一般課程）	高等課程 公立（自宅）27,000 （自宅外）34,500 私立（自宅）45,000 （自宅外）52,500 高等専門学校 （1,2,3年） 公立（自宅）31,500 （自宅外）33,750 私立（自宅）48,000 （自宅外）52,500 高等専門学校 （4,5年） 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）98,500 （自宅外）115,000 短大 公立（自宅）67,500 （自宅外）96,500 私立（自宅）73,500 （自宅外）131,000 専修学校（専門課程） 公立（自宅）67,500 （自宅外）78,000 私立（自宅）89,000 （自宅外）126,500 大学 公立（自宅）71,000 （自宅外）108,500 私立（自宅）108,500 （自宅外）146,000 大学院 修士課程 132,000 博士課程 108,500 専修学校（一般課程） 52,500	就学 期間中	当 該 学 校 卒 業 後 6 か月	20年 以内 専修 学校 （一般 課程） は5年 以内	無利子 ※親に 貸し付 ける場 合、児童 を連帯 借主と する。 （連帯 保証人 は不要） 児童に 貸し付 ける場 合、親等 を連帯 保証人 とする。

融資の 名称	内容・資格・条件等							
母子父子寡婦福祉資金	資金の 種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を 受ける 期間	据置 期間	償還 期間	利率
	技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し、 又は会社等に就職す るために必要な知 識、技能を習得す るために必要な資金 (例 訪問介護員、 ワープロ、パソコン 栄養士等)	(一般) 月額 68,000 (特別) 一括 816,000 運転免許 460,000	知識、技 能を習 得す る期間 中 5 年 を超え ない範 囲内	知識 技能習 得後 1 年	20 年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年 1.0%
	修業資金	母子家庭の母 が扶養する児 童 父子家庭の父 が扶養する児 童 父母のいない 児童 寡婦が扶養す る子	事業を開始し、又は 就職するために必要 な知識、技能を習得 するために必要な資 金	(一般) 月額 68,000 運転免許 460,000 注：修業施設で知識、 技能習得中の児童 が 18 歳に達した ことにより児童扶 養手当等の給付を 受けることができ なくなった場合、 上記額に児童扶養 手当額を加算	知識、技 能を習 得する 期間中 5 年を超 えない範 囲内	知識 技能習 得後 1 年	20 年 以内	無利子
	就職支度資金	母子家庭の母 又は児童 父子家庭の父 又は児童 父母のいない 子 寡婦	就職するために直接 必要な衣服、履物及 び通勤用自動車等を 購入する資金	 105,000 (特別) 340,000		1 年	6 年 以内	親に係る 貸付の場合 保証人：有 無利子 保証人：無 年 1.0% 児童に係る 貸付の場合 修学資金 と同じ
	医療介護資金	母子家庭の母 又は児童（介 護の場合は児 童を除く。） 父子家庭の父 又は児童（介 護の場合は児 童を除く。） 寡婦	医療又は介護（当該 利用を受ける機関が 1 年以内の場合に限 る。）を受けるために 必要な資金	医療 340,000 (特別) 480,000 介護 500,000		医 療 介 護 を 受 け る 期 間 満 了 か ら 6 か 月	5 年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年 1.0%

融資の 名称	内容・資格・条件等							
母子父子寡婦福祉資金	資金 の種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を 受ける 期間	据置 期間	償還 期間	利率
	生活 資金	母子家庭の母 父子家庭の父	知識技能を習得している間の生活資金	月額 141,000	知識技能を習得する期間中5年以内	知識技能習得後6か月	20年以内	保証人：有 無利子
		寡婦	医療若しくは介護を受けている間の生活資金	月額 108,000	医療又は介護を受けている期間中1年以内	医療又は介護終了後6か月	5年以内	
			母子家庭又は父子家庭になって間もない(7年未満)者の生活を安定・継続する間に必要な生活資金	月額 108,000 一括 1,296,000	259.2万円を限度	貸付期間満了後6か月	8年以内	保証人：無 年1.0%
			失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活資金	月額 108,000	離職した日の翌日から1年以内		5年以内	
		母子家庭の母 父子家庭の父	児童扶養手当受給相当まで収入が減少した者の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金(児童扶養手当を受給している者は除く)	児童扶養手当支給額	原則3か月以内 (道が適当と認める場合は1年まで延長可)	貸付期間満了後6か月	10年以内	
	住宅 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金	1,500,000 (特別2,000,000)		6か月	6年以内 (特別は7年以内)	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
	転宅 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を転居するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000		6か月	3年以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%

融資の 名称	内容・資格・条件等							
母子父子寡婦福祉資金	資金 の 種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を 受ける 期間	据置 期間	償還 期間	利率
	就学 支度 資金	母子家庭の母 が扶養する児 童 父子家庭の父 が扶養する児 童 父母のいない 児童 寡婦が扶養す る児童	就学、修業する ために必要な 被服等の購入に 必要な資金	小学校 64,300 中学校 81,000 高等学校等 公立 (自宅) 150,000 (自宅外) 160,000 私立 (自宅) 410,000 (自宅外) 420,000 大学・短大等 公立 (自宅) 410,000 (自宅外) 420,000 私立 (自宅) 580,000 (自宅外) 590,000 大学院 公立 380,000 私立 590,000 修業施設 ※中学校卒業 者 (自宅) 150,000 (自宅外) 160,000 ※高等学校卒業 者 (自宅) 272,000 (自宅外) 282,000		6 か月	20 年 以内 専修 学校 (一 般課 程)、 就業 施設 修業 5 年 以内	修学資金と同様
	結 婚 資 金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母又は父子 家庭の父が扶養する児 童、寡婦が扶養する 20 歳以上の子の婚姻に際 し、必要な資金	320,000		6 か月	5 年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年 1.0%

融資の
名称

内容・資格・条件等

災害援護資金貸付金

実施主体 市町村(特別区を含む。)が条例の定めるところにより実施する。

対象災害 自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。

貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者

貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法
① 世帯主の1か月以上の負傷 1,500,000円	年3%以内で 条例で定める 率 〔据置期間〕 は無利子	3年 〔特別の事情 がある場合 は5年〕	10年 〔据置期間 を含む。〕	半年賦 年賦 月賦
② 家財等の損害 ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円 イ 住宅の半壊 1,700,000円 ウ 住宅の全壊(エの場合を除く。) 2,500,000円 エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円				
③ ①と②とが重複した場合 ア ①と②のアが重複した場合 2,500,000円 イ ①と②のイが重複した場合 2,700,000円 ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000円				
④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等 ア ②のイの場合 2,500,000円 イ ②のウの場合 3,500,000円 ウ ③のイの場合 3,500,000円				

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国 1/2 補助 道 1/2 補助
北海道 市町村	母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)	国 2/3 貸付 道 1/3 貸付 償還については6か月ないし1年間の措置期間がある。 修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北海道 市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を超えない範囲内とする。 貸付金原資の負担 国 2/3 都道府県、指定都市 1/3

融資の名称		内容・資格・条件等					
災害復興住宅融資	1 融資対象者						
	・次の(1)から(4)の全てにあてはまる方						
	(1) 自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人又は住居者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方						
	(2) ご自分が住居するために住宅を建設、購入又は補修する方						
	(3) 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たす方						
	年収		400 万円未満		400 万円以上		
	総返済負担率基準		30%以下		35%以下		
	(4) 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方						
	2 融資条件						
	区分		建設	新築住宅購入	リ・ユース(中古)住宅購入	補修	
	融資対策	住宅の規格等	各戸に居住室、台所及びトイレが備えられていること。 (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること。 地方公共団体による現場審査を受けること。				
		住宅部分床面積	制限なし	制限なし	制限なし		
		築年数		申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅	申込日において竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅		
		その他			機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅		
	融資限度額	基本融資額	建設資金 1,680 万円 土地取得資金 970 万円 整地資金 450 万円	購入資金 2,650 万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680 万円が限度)	購入資金 2,650 万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680 万円が限度)	補修資金 740 万円 整地資金 450 万円 引方移転資金 450 万円	
特例加算額		建設資金 520 万円	購入資金 520 万円	購入資金 520 万円			
返済期間	耐火準耐火木造（耐久性） 木造（一般）	35 年以内	35 年以内	35 年以内	20 年以内		
	据置期間	3 年以内				1 年以内（返済期間に含む。）	
融資金利	建設・購入の場合	基本融資額		年 0.45%			
		特例加算額		年 1.35%			
	補修の場合	年 0.45%					
最新の金利は住宅金融支援機構に確認（令和2年9月1日現在）							
受付期間		り災日から2年間					
取扱機関等			関係法令等		備考		
独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター （被災者専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420）			独立行政法人住宅金融支援機構法				

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業セーフティネット資金	資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 〔 災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。 〕
	貸付対象者	○認定農業者 ○認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始した者であって、農林漁業経営開始後3年以内の者 ○林業経営改善計画の認定を受けた者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあつては総売上高）の過半又は粗収益が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者。ただし家族経営協定において、①経営の一部門について主宰権があること、②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件の全てを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること。 ②一元的に経理を行っていること。 ③原則5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること。 ④農用地利用集積の目標を定めていること。 ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること。
	貸付限度額	600万円 〔 ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の6に相当する額又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額とすることができる。 〕
	償還期間	15年以内（うち据置3年以内）
	貸付利率	年0.60～1.20%（R6.10.21現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱	

融資の名称	内容・資格・条件等	
天災融資法による融資	資金使途	天災による被害が著しく、かつその国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災によって損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じる。
	貸付の対象	(7) 被害農業者 被害減収量が平年収量の 30/100 以上で、かつ損失額が平年農業総収入額の 10/100 以上で、市町村長の認定を受けた主業農家。ただし、樹体被害の場合、損失額が被害時価格の 30/100 以上で市町村長の認定を受けた主業農家 (4) 被害林業者 (5) 被害漁業者 (エ) 被害組合
	貸付限度額	以下のアとイのいずれか低い額 ア 市町村長が認定する損失額を基準として政令で定めるところにより算出される額 イ 以下に定める額の範囲内で政令で定める額 (一般災害) 被害農林漁業者 (個人) 3,500,000 円 (法人) 20,000,000 円 政令で定める資金 (個人) 5,000,000 円 (法人) 25,000,000 円 (激甚災害) 被害農林漁業者 (個人) 4,000,000 円 (法人) 20,000,000 円 政令で定める資金 (個人) 6,000,000 円 (法人) 25,000,000 円 漁具購入 50,000,000 円 被害組合 25,000,000 円 (連合会 50,000,000 円)
	償還期間	6 年以内 (激甚災害法適用の場合 7 年以内)
	貸付利率	法発動の都度設定
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設 (災害復旧))	資金使途	農業者が台風や地震等の不慮の災害により被災した場合に、農業施設等の復旧に必要な資金を株式会社日本政策金融公庫が融資する。
	貸付の対象	① 被災した農舎、畜舎、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病虫害等防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬出入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農機具及び運搬用器具の復旧 ② 果樹の改植又は補植費用
	貸付限度額	以下のアとイのいずれか低い額 ア 貸付を受ける者の負担する額の 80%に相当する額 イ 1 施設当たり 3,000,000 円 (特認 6,000,000 円)
	償還期間	① 15 年 (うち据置 3 年) 以内 ② 25 年 (うち据置 10 年) 以内
	貸付利率	年 0.60～1.20% (R6.10.21 現在)
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設) 水産業施設資金 (災害復旧)	貸付の対象	被災した漁船の復旧 被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得
	貸付限度額	① 貸付対象事業費×0.8 ② 漁船 1,000 万円その他施設 300 万円 (①及び②のいずれか低い額)
	償還期間	15 年以内 (うち据置 3 年以内)
	貸付利率	年 0.16～1.20% (R3.8.19 現在)

取扱機関等	関係法令等	備考
金融機関	天災融資法	
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
林業基盤整備資金 (造林(災害(復旧造林)))	貸付の対象	復旧造林事業を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	30年以内(20年以内の据置期間含む。)
	貸付利率	0.65～1.30% (R6.10.1現在) ※貸付区分等により異なる。
林業基盤整備資金 (樹苗養成施設(災害(樹苗養成)))	貸付の対象	樹苗養成施設の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	15年以内(5年以内の据置期間含む。)
	貸付利率	0.65～1.15% (R6.10.1現在)
林業基盤整備資金 (林道(災害復旧))	貸付の対象	自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設(林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む。)又は林業集落排水施設及び用水施設の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、これらの者が構成員又は資本金の過半を占める法人・団体等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額(林業集落排水施設は借入者の負担額)
	償還期間	20年以内(3年以内の据置期間含む。)
	貸付利率	0.65～1.30% (R6.10.1現在)
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設(災害復旧))	貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業及び特用林産物生産事業を営む者等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円(特認600万円)のいずれか低い額
	償還期間	15年以内(3年以内の据置期間含む。)
	貸付利率	0.65～1.30% (R6.10.1現在)
農林漁業施設資金 (共同利用施設(災害復旧))	貸付の対象	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の災害復旧を行う農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当
	償還期間	20年以内(3年以内の据置期間含む。)
	貸付利率	0.60～1.20% (R6.10.21現在)

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
備荒資金直接融資資金	貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合
	貸付限度額	各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、ただし、2千万円未満は2千万円まで災害救助法適用市町村は4千万円まで
	償還期間	6か月
	貸付利率	年利率3%

取扱機関等	関係法令等	備 考
北洋銀行 北海道銀行 三菱東京UFJ銀行 全国信用金庫組合 札幌支店	事業資金等の銀行 融資幹旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する幹旋条例融資幹旋額は、当該市町村の納付現在額の2倍（その額が2千万円に満たないときは2千万円）以内とする。ただし、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額し幹旋することができるものとする。

融資の名称	内容・資格・条件等		
中小企業総合振興資金 「経営環境変化対応貸付 【災害復旧】」	○目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。		
	○融資条件		
	融 資 対 象	1 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの	
	資 金 使 途	設備資金	運転資金
	融 資 金 額	8,000 万円	5,000 万円
	融 資 期 間	10 年以内（据置2年以内）	
	融 資 利 率	〔固定金利〕 5 年以内 年 1.0% 10 年以内 年 1.2% 〔変動金利〕 年 1.0% (融資期間が3年超の場合選択可)	
	担保・償還 方 法	取扱金融機関の定めるところによる	
	信 用 保 証	全て北海道信用保証協会の保証付き	

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道銀行 北洋銀行 道外本店銀行道内支店 商工組合中央金庫 道内信用金庫 道内信用組合	中小企業総合振興資金融資要領	

融資の名称	内容・資格・条件等				
勤労者福祉資金	区 分	中小企業に働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
	融 資 対 象 者	・育児・介護休業中の方も含む。 ・前年の総所得が 600 万円以下（所得控除後の金額）の方（ただし、北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合は前年の総収入が 150 万円以上の方）		・2 年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方 ・前年の総所得が 600 万円以下の方 ・前年の総収入が 150 万円以上の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	資 金 使 途	医療、災害、教育（本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む）、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育（本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む）、冠婚葬祭、一般生活費
	融 資 金 額	120 万円以内			1 0 0 万円以内
	融 資 期 間	8 年以内 （育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）	8 年以内		5 年以内 （6 か月以内元金据置可、据置期間分延長可）
	融 資 利 率	年 1.60%	年 0.60%		
	償 還 方 法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
	信 用 保 証	取扱金融機関の定めによる	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要		

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道銀行 北洋銀行 北海道労働金庫 道内信用金庫 道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

■ 「被災者生活再建支援制度」に基づく支援

	内容・資格・条件等																		
目的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。																		
法適用の要件	(1) 対象となる自然災害 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害 ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害 ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害 ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）における自然災害 ※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり （合併した年と続く5年間の特例措置） (2) 支給対象世帯 上記の自然災害により ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）																		
支援金の支給額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 支給額（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額） ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table><tr><td>住宅の被害程度</td><td>全壊 （支給対象世帯の①に該当）</td><td>解体 （支給対象世帯の②に該当）</td><td>長期避難 （支給対象世帯の③に該当）</td><td>大規模半壊 （支給対象世帯の④に該当）</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table><tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借（公営住宅以外）</td></tr><tr><td>支給額</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table> ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円	住宅の被害程度	全壊 （支給対象世帯の①に該当）	解体 （支給対象世帯の②に該当）	長期避難 （支給対象世帯の③に該当）	大規模半壊 （支給対象世帯の④に該当）	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 （支給対象世帯の①に該当）	解体 （支給対象世帯の②に該当）	長期避難 （支給対象世帯の③に該当）	大規模半壊 （支給対象世帯の④に該当）															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																
支給額	200万円	100万円	50万円																

申請窓口	関係法令等	備 考
市町村	被災者生活再建支援法	(1) 申請時の添付書面 ① 基礎支援金：罹災証明書、住民票等 ② 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等 (2) 申請期間 ① 基礎支援金：災害発生日から13月以内 ② 加算支援金：災害発生日から37月以内

31 雌阿寒岳火山年表

年 月 日	内 容
昭和2年4月～5月	鳴動（ピリカネツプ付近で鳴動、最盛期は5/5～5/6）
昭和13年5月29日	鳴動（屈斜路湖地震に伴い雌阿寒岳で鳴動）
昭和26年7月～ 27年1月	有感地震・鳴動（阿寒湖畔と阿寒川に沿う一帯で地震と鳴動）
昭和27年3月	鳴動（3/4 十勝沖地震の直後鳴動活発化）
昭和29年1月～3月	有感地震・鳴動（1/17 阿寒湖畔で鳴動を伴う弱震あり、以後3月までたびたび鳴動）
昭和29年4月8日～ 4月13日	火山灰噴出（中マチネシリ火口：大噴が黒煙を上げ火山灰・礫を噴出）
昭和30年11月19日	小規模噴火（ポンマチネシリ火口：26 km東の鶴居村茂雪裡まで降灰、噴出物総量 $3.2 \times 10^4 \text{ m}^3$ 、第1～4火口、北溝・南溝形成）
昭和31年3月18日	小規模噴火（ポンマチネシリ火口：南東約10 kmまで降灰）
5月19日	小規模噴火（ポンマチネシリ火口：爆発音を伴い噴煙高度2,000 m、北北東73 kmの網走まで降灰、噴出物総量 $4 \times 10^4 \text{ m}^3$ 、第1火口拡大、第3・4火口が合体）
5月29日	小規模噴火（ポンマチネシリ火口：東40 kmの弟子屈町まで降灰）
6月10日	有色噴煙
6月15日	小規模噴火（ポンマチネシリ火口：爆発音を伴い大岩塊放出、噴出物の厚さは火口付近で50～80 cm、南東90 kmの浜中村茶内まで降灰、第1火口の面積が2倍に拡大、第6火口形成、噴出物総量 $7 \times 10^4 \text{ m}^3$ ）
6月20日	小規模噴火（ポンマチネシリ火口：北東10 kmまで降灰）
6月29日	ごく小規模噴火（ポンマチネシリ火口：周辺に少量の降灰）
6月30日	小規模噴火（ポンマチネシリ火口：北東10 kmまで降灰）
7月8日	有色噴煙
10月31日	小規模噴火（ポンマチネシリ火口：爆発音あり、北西6 kmまで降灰）
昭和32年2月～4月	有色噴煙・鳴動
5月29日	ごく小規模噴火（ポンマチネシリ火口：周辺に少量の降灰）
7月	有色噴煙
8月31日～ 9月5日	ごく小規模噴火（中マチネシリ火口：大噴が活動、登山道3合目まで降灰）
9月～10月	鳴動・有感地震（中マチネシリ火口：大噴が活動、周辺に降灰）
昭和33年2月23日	小規模噴火（阿寒湖畔で鳴動と、最大震度2の地震）
昭和34年5月15日～ 5月21日	ごく小規模噴火（ポンマチネシリ火口：大噴周辺に降灰）
7月28日	ごく小規模噴火（中マチネシリ火口：大噴周辺に降灰）
8月2日	小規模噴火（ポンマチネシリ火口：噴煙高度は火口上800～1,000 m、南南西35 kmの白糠町縫別まで降灰）
8月6日	小規模噴火（ポンマチネシリ火口：噴煙高度は火口上1,200 m、南南西37 kmの白糠町縫別南方まで降灰）
8月12日～ 8月13日	ごく小規模噴火（ポンマチネシリ火口：周辺に少量の降灰）
8月15日	小規模噴火（ポンマチネシリ火口：北東20 kmまで降灰）

年 月 日	内 容
10月3日	小規模噴火（ポンマチネシリ火口：北東 12 km まで降灰）
10月10日 ・ 10月30日	有色噴煙
昭和35年1月28日	有色噴煙
9月7日～ 9月9日	ごく小規模噴火（中マチネシリ火口：大噴が活動、周辺に降灰）
昭和37年4月28日	ごく小規模噴火（中マチネシリ火口：大噴周辺に降灰）
昭和39年6月18日～ 6月27日	ごく小規模噴火（中マチネシリ火口：新火口形成、周辺に降灰）
7月1日～ 7月4日	火山灰噴出（中マチネシリ火口：少量の火山灰噴出）
昭和40年5月13日～ 5月19日	小噴火（中マチネシリ火口：新火口形成、周辺に降灰）
10月2日	有色噴煙
昭和41年6月4日～ 6月13日	ごく小規模噴火（中マチネシリ火口：新火口周辺に降灰）
昭和47年6月	新噴気孔（ポンマチネシリ火口：第4火口内に楕円形の噴気孔形成（7m×5m））
昭和48年3月	地震増加（3月 81回）
昭和50年3月21日～ 3月24日	地震増加（3月 151回）
4月15日	地震増加（15日 68回）
昭和51年7月7日	有感地震（雌阿寒岳の北約 18 km（相生付近）で地震、震度は阿寒湖畔 3、相生・雌阿寒温泉 2～3）
7月7日～ 7月11日	地震増加（7月 112回）
昭和54年7月15日～ 7月19日	地震増加（7月 306回）
昭和55年3月28日	有感地震（雌阿寒岳の北東約 10 km で地震、M3.0、最大震度は雄阿寒ホテル 3～4）
昭和56年10月	熱泥噴出（ポンマチネシリ火口：第4火口熱泥噴出活動）
昭和57年3月19日～ 4月上旬	地震増加（3/21の浦河沖地震以後急増、4月はじめまで続く（3月 411回、4月 92回））
昭和58年5月	噴煙増加（ポンマチネシリ火口：第1火口の噴煙増加、釧路地方気象台から見えるようになる）
昭和59年5月1日	微動（1日に微動が7回発生）
5月	火山灰噴出（ポンマチネシリ火口：第4火口の噴煙活動活発化、火口北側 100m 地点まで降灰跡（現地観測で確認噴出年月日不明））
昭和60年6月～7月	地震増加（6月 79回、7月 60回） 有感地震（徹別岳付近を震源とする最大 M4.2 の地震により釧路で震度2）
昭和62年8月	温度上昇（ポンマチネシリ第1火口の噴気温度 395℃（赤外））
10月	温度上昇（ポンマチネシリ第1火口の噴気温度 510℃）
12月	地震増加（12月 406回）
昭和63年1月～2月	微動（1/4 夕方から火山性微動発現、2/26 まで断続的に記録）
1月5～ 1月6日	小規模噴火（ポンマチネシリ火口：北東方向約 2 km、幅約 0.9 km の範囲に降灰）
1月8日	小規模火（ポンマチネシリ火口：阿寒湖畔付近までごく少量の降灰、19日のヘリコプター観測で、第1火口南壁の噴気孔拡大を確認）

年 月 日	内 容
昭和63年2月7日～ 2月8日	小規模噴火（ポンマチネシリ火口：東側約8kmまでごく少量の降灰）
2月18日	小規模噴火（ポンマチネシリ火口：阿寒湖畔付近で微量の降灰）
1月～4月	地震増加（1月 83回、2月 62回、3月 298回、4月 53回）
7月～8月	地震増加（7月 90回、8月 55回）
9月	温度上昇（ポンマチネシリ第1火口の噴気温度306℃）。
10月～11月	地震増加・微動（10月 831回、11月 349回、10/27と11/14に微動）
平成元年 9月～11月	地震増加（9月 513回、10月 313回、11月 126回）
平成2年 1月～12月	地震増加（年合計2,524回、月最大2月719回、月最小4月53回、日最大6/6 194回、4月中旬頃からポンマチネシリ第4火口の噴煙量激減）
平成3年 1月～2月	地震増加（1月183回、2月140回）
平成4年 9月～11月	地震増加（9/29から増加、29日 61回、30日 123回、10月546回（日最大186回：2日）、11月 319回）
平成5年 4月～6月	地震増加（4月 295回、5月 181回、6月 183回）
平成7年 8月～12月	地震増加（8月 210回、9月 158回、10月 296回、11月392回（日最大300回：1日）、9/13短時間の微動発生）
平成8年 7月～8月	温度上昇（ポンマチネシリ第1火口364℃（8月）、ポンマチネシリ第4火口554℃（7月））
8月～10月	地震増加（8月 296回、9月 195回、10月 148回）
11月21日	小規模噴火（ポンマチネシリ火口：大振幅の地震発生後、微動が約8分間継続、火口の北側幅10kg、長さ50kmの範囲に降灰、96-1～3火口形成） 地震増加（11月 531回（日最大164回：21日））
平成9年 5月22日	有感地震（雌阿寒岳付近を震源とする地震（M2.5）により、雌阿寒温泉で震度1程度の揺れを感じた）
平成10年4月4日 ～4月5日	地震増加（震源は徹別岳周辺）
11月9日	ごく小規模噴火（ポンマチネシリ火口：微動が約4分間継続、火口の東側約15kmまで降灰）
平成14年3月29日	微動・地震増加（微動が約3分間継続、地震139回）
平成18年2月～3月	地震増加（2月 1,129回（日最大516回：18日）、3月 971回）
3月21日	ごく小規模噴火（ポンマチネシリ赤沼火口および北西側斜面に降灰）
平成20年9月～11月	地震増加（9月 1,699回、10月 509回、11月 795回、12月 563回）
11月18日	小規模噴火（ポンマチネシリ96-1火口：南側約300m～400mの範囲で降灰）
11月28日～ 11月29日	小規模噴火（ポンマチネシリ96-1火口および第4火口：ポンマチネシリ火口の北～東～南東にかけ降灰）
平成21年 1月～4、 7、9月	地震増加（1月～4月、7月、9月に地震増加）
平成22年12月	微動・地震増加（12/17火山性微動が4回発生、12/17～19にかけて地震増加）
平成23年 7月 10月 11月	微動・地震増加（7、11月火山性微動発生、10月地震増加）

年 月 日	内 容
平成26年 2月～3月	地震増加（2月 515回、3月 679回）
平成27年 3月～10月	微動・地震増加（3/9、7/3、10/12 火山性微動発生、4月、5月、7月、8月に地震増加、4月 603回（日最大205回：16日）、5月 332回、7月1,633回（日最大199回：16日）、8月589回（日最大123回：14日））
平成30年10月～11月	微動・地震増加（10/15 火山性微動発生、11月に地震増加、11月 1,338回（日最大725回：23日））
平成31年2月 令和元年7月～8月	地震増加（2月、7月～8月に中マチネシリ火口付近の浅い所で地震増加）
令和2年7月	微動・地震増加（7/22 火山性微動発生、直後に一時的な地震増加、7月下旬～12月頃まで、赤沼火口及び北西斜面06噴気孔列で噴気量増大）
令和5年12月8日～ 12月15日	地震増加（ボンマチネシリ火口付近の一時的な地震増加485回）

※ 噴火規模の定義

ごく小規模：火山爆発指数（VEI）0

小噴火：火山爆発指数（VEI）1

ただし噴出物が広範囲で認められないものは「火山灰噴出」「有色噴煙」などとし、噴火として扱わない。

32 雌阿寒岳周辺避難所等の状況

1 危険区域内の宿泊施設等の状況

施設 の 名 称 （管理者）	収容人員	電話番号
国設オンネトー 野営場 （足寄町）	1 2 0	2 8 - 0 1 1 5

2 避難所・輸送車両等の確保・避難誘導者

	第 1 避難所	第 2 避難所	第 3 避難所	第 4 避難所
一次避難 (自主避難)	茂足寄集落センター	上螺湾集会所	上足寄集落センター	町民センター
避難対象者	緊急避難者以外は 第 3 避難所への避難を義務付ける。	オンネトー野営場 宿泊者・管理人・登山者・上螺湾周辺住民	雌阿寒温泉宿泊者・従業員・登山者・茂足寄周辺住民	上足寄周辺住民・螺湾周辺住民・登山者・上螺湾周辺住民
収容可能者	3 0 名	4 0 名	6 0 名	1, 3 3 2 名
二次避難 (本部長指示)	避難者なし。	避難者なし。	第 1 避難所からの避難者	第 2・第 3 避難所からの避難者
避難誘導者	避難誘導は、災害対策本部員、消防署員、消防団員及び警察官その他指示権者の命を受けた者が協力し、実施するものとする。			
輸送車両	町有車両をもって行うものとし、災害の規模に応じ、災害派遣要請後の自衛隊車両や民間車両等の協力を得て行うものとする。			
※用語の定義	一次避難とは：噴火災害が発生し、又は発生する恐れがある場合地域住民、観光客、登山者が自主的、又は本部長からの避難勧告・指示に従い指定されている避難所に避難することをいう。 二次避難とは：避難所が災害の影響を受ける恐れのある場合及び避難所収容面積に無理がある場合に本部長が判断し、避難誘導者の指示により指定避難所に避難することをいう。			

33 危険物貯蔵施設・取扱施設

令和6年4月1日現在

事業所名	設置場所	製造所等の区分	取扱数量 (L)			
			第4類			
			第1石油類	第2石油類	第3石油類	第4石油類
YSヤマシヨウ(株) 足寄営業所	南6条1丁目	屋内貯蔵所	3,200	4,000		
		移動タンク貯蔵所		3,000		
		給油取扱所	14,800	30,000	1,990	
熱原帯広(株) 足寄中央SS	南4条1丁目	移動タンク貯蔵所		4,000		
		給油取扱所	26,000	34,000		
足寄町農業協同組合	南7条1丁目	給油取扱所	30,000	50,000	1,850	1,800
足寄町農業協同組合 麦乾工場	共栄町	地下タンク貯蔵所		9,600		
		地下タンク貯蔵所		20,000		
		地下タンク貯蔵所		9,500		
		屋外タンク貯蔵所		30,000		
		一般取扱所		2,200		
		一般取扱所		6,000		
		一般取扱所		1,100		
		一般取扱所		1,980		
		一般取扱所		9,600		
(有)菅崎商店	芽登本町	移動タンク貯蔵所		3,600		
		移動タンク貯蔵所		4,500		
		給油取扱所	10,070	38,400		
(有)伊藤石油	中足寄	地下タンク貯蔵所		9,600		
		移動タンク貯蔵所		4,000		
		給油取扱所	13,440	15,360	2,000	
道東舗道(株)	北4条1丁目	給油取扱所		9,600		
	郊南1丁目	屋外タンク貯蔵所			19,000	
		一般取扱所			5,040	
北協石油(株) 足寄営業所	西町8丁目	移動タンク貯蔵所		4,000		
		移動タンク貯蔵所		4,000		
		一般取扱所		20,000		
	旭町4丁目	給油取扱所	9,600	28,800		
きたとかち(株)	旭町5丁目	給油取扱所		19,200		
足寄町温水プール	里見が丘	地下タンク貯蔵所			10,000	

事業所名	設置場所	製造所等の区分	取扱数量 (L)			
			第 4 類			
			第 1 石油類	第 2 石油類	第 3 石油類	第 4 石油類
足寄貨物自動車(株)	南 6 条 2 丁目	給油取扱所		19,000		
(株)十勝建材工業	南 7 条 1 丁目	給油取扱所		28,800		
NX エネルギー 北海道(株) 十勝ひまわり支店 足寄営業所	南 2 条 5 丁目	移動タンク貯蔵所		4,000		
エアウォーターアイソリューション(株) 帯広営業所 足寄サービスセンター	郊南 1 丁目	移動タンク貯蔵所		3,600		
		地下タンク貯蔵所		48,000		
		一般取扱所		45,000		
(株)サンコー生産開発部 生産開発足寄グループ	下愛冠 1 丁目	屋外タンク貯蔵所			150,000	
北海道足寄高等学校	里見が丘	地下タンク貯蔵所			12,000	
九州大学	北 5 条 1 丁目	地下タンク貯蔵所			5,000	
足寄町国民健康保険病院	南 2 条 3 丁目	地下タンク貯蔵所			12,000	
特別養護老人ホーム	西町 9 丁目	地下タンク貯蔵所			10,000	
医療法人社団 三意会	南 5 条 3 丁目	地下タンク貯蔵所		5,800		
北海道立青少年体験 活動支援施設 ネイパル足寄	常盤	地下タンク貯蔵所			20,000	
足寄動物化石博物館	郊南 1 丁目	地下タンク貯蔵所			5,000	
日農機製工(株)	郊南 1 丁目	屋内貯蔵所	100	4,500	1,200	2,000
		屋内貯蔵所	1,000	4,000	1,000	
(株)三英	新町	屋内貯蔵所	4,600	4,000		
		地下タンク貯蔵所			10,000	
足寄町総合体育館	里見が丘	地下タンク貯蔵所			5,000	
足寄ヘリポート	中矢	屋内貯蔵所		9,600		
陸上自衛隊 足寄分屯地	平和	屋外タンク貯蔵所			40,000	
		地下タンク貯蔵所			15,000	
		給油取扱所	3,000	7,000		

事業所名	設置場所	製造所等の区分	取扱数量 (L)			
			第 4 類			
			第 1 石油類	第 2 石油類	第 3 石油類	第 4 石油類
あしよろ銀河ホール 21	北 1 条 1 丁目	地下タンク貯蔵所		1,900		
創価学会足寄会館	南 5 条 4 丁目	地下タンク貯蔵所		3,000		
とから広域消防事務組合 足寄消防署	北 1 条 4 丁目	地下タンク貯蔵所			3,000	
銀河の里あしよろ ケアハウス	新町	地下タンク貯蔵所			5,000	
(有)ムトウ自動車	南 3 条 4 丁目	地下タンク貯蔵所			3,000	
銀河クリーンセンター	中足寄	地下タンク貯蔵所		5,000		
足寄町役場車庫 エネルギー棟	北 1 条 4 丁目	屋内タンク貯蔵所			5,500	
電源開発(株) 芽登第一発電所	芽登	一般取扱所				14,510
電源開発(株) 芽登第二発電所	芽登	一般取扱所				14,830
茂足寄除雪ステーション	茂足寄	地下タンク貯蔵所		1,500		
日東林業運送(有)	共栄町	給油取扱所		10,000		

34 水防活動実績報告書

水防活動実施報告書

(市町村名)

区 分	水防活動延人員	使 用 資 材 費			備 考
		主 要 資 材	その他資材	計	
水防管理団 体分前回迄	人	円	円	円	
月 分					
累 計					

(作成要領)

1. 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
2. 「主要資材」欄は、土のう、シート、ロープ、生木、丸太、杭、板類、鉄線、釘、かすがい、置石及び土砂の使用額を記入すること。
3. 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

35 災害情報等報告取扱要領

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、本要領の定めるところにより、市町村長は所轄の北海道（総合）振興局長（以下「振興局長」という。）に、振興局長は北海道知事（以下「知事」という。）に災害情報を報告するものとする。

1 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災を除いたものとする。

2 報告の対象となる災害

災害情報等の報告の対象は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 警戒レベル4相当以上の防災情報（土砂災害警戒情報、氾濫危険情報、高潮特別警報、高潮警報）、津波警報・注意報又は噴火警報（居住地域）が発表され、高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保を発令したもの。
- (2) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (3) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの。
- (4) 人的被害又は住家被害が発生したもの。
- (5) 孤立地域が発生したもの。
- (6) 市町村が災害対策本部を設置したもの。
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの。
- (8) 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- (9) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても北海道（総合）振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (10) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるものなど、特に指示があった災害。

3 報告する災害情報及び方法

報告の対象となる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市町村長及び振興局長は次のとおり速やかに報告すること。

- (1) 災害が発生又は発生するおそれがある場合

市町村長は、次に掲げる災害情報を速やかに北海道防災情報システム（以下「道防災情報システム」という。）に入力すること。

ア 災害対策本部等の設置状況（配備体制を含む。）

イ 避難情報発令状況

ウ 避難所開設状況

エ 避難者数（合計避難者数を含む）

オ 被害情報（人的被害、住家被害、非住家被害）

市町村長は、知事が特に指示をしない限り、次表の左欄に掲げる時点において把握している災害情報を当該右欄に掲げる時刻までに道防災情報システムに入力すること。

	報告を要する時点	入力期限
(ア)	8時00分	8時30分
(イ)	14時00分	14時30分
(ウ)	20時00分	20時30分
(エ)	(ア)から(ウ)までのほか知事が災害の程度等から判断し特に必要と認める時刻	知事が特に指示する時刻

- (2) 応急措置完了時

ア 市町村長は、災害に係る応急措置が完了した日から15日以内に所轄の振興局長あて別表1を電子メールにより提出すること。

イ 振興局長は、管内市町村分の別表1を取りまとめの上、別表2を作成し、知事あて提出すること。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表3のとおりとする。

5 その他

- (1) 市町村長は、市町村役場が大きな被害を受けるなど道防災情報システムが利用できない場合には、振興局長に対し、道防災情報システムへの代行入力を依頼することができる。この場合において、原則、次の事項ごとに定める入力依頼書を電子メール又はFAXにより振興局長に提出し、その旨を架電するものとする。

ただし、これが困難な場合には、電話（口頭）で入力依頼書に記載する情報を伝えること。

ア 災害対策本部等の設置状況（別記様式1）

イ 避難情報発令状況（別記様式2）

ウ 避難所開設状況（別記様式3）

エ 避難者数（別記様式3）

オ 被害情報（別記様式4）

- (2) 振興局長は、(1)により市町村長から代行入力の依頼があった場合は、その受理日時や代行入力処理日時等を別記様式5により整理すること。

36 被害状況報告

別表 1

被害状況報告

										月 日 時現在						
災害発生日時				月 日 時 分			災害の原因									
災害発生場所																
発信	機関（市町村）名						受信	機関（市町村）名								
	職・氏名							職・氏名								
	発信日時							発信日時								
項目				件数等		被害金額(円)		項目				件数等		被害金額(円)		
①人的被害	死 者		人			※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		⑤土木被害	河 川		箇所					
	うち災害関連死者		人						海 岸		箇所					
	行方不明		人						砂防設備		箇所					
	重 傷		人						地すべり		箇所					
	軽 傷		人						急傾斜地		箇所					
	計		人						道 路		箇所					
②住家被害	全 壊		棟						市町村工事	橋 梁		箇所				
			世帯													
			人													
	半 壊		棟							小 計		箇所				
			世帯							河 川		箇所				
			人							道 路		箇所				
	一部破損		棟					橋 梁		箇所						
			世帯					小 計		箇所						
			人					港 湾		箇所						
	床上浸水		棟					漁 港		箇所						
			世帯					下 水 道		箇所						
			人					公 園		箇所						
床下浸水		棟					崖くずれ		箇所							
		世帯														
		人														
計		棟					計		箇所							
		世帯														
		人														
③非住家被害	全壊	公共建物	棟			⑥水産被害		漁船	沈没流出		隻					
		その他	棟						破 損		隻					
	半壊	公共建物	棟						計		隻					
		その他	棟					漁港施設		箇所						
	計	公共建物	棟					共同利用施設		箇所						
		その他	棟					その他施設		箇所						
④農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha			⑦林業被害	道有林	林 地		箇所					
			浸冠水	ha					治山施設		箇所					
		畑	流失・埋没等	ha					林 道		箇所					
			浸冠水	ha					林産物		箇所					
	農作物	田	ha			その他			箇所							
		畑	ha			小計			箇所							
	農業用施設		箇所			一般民有林		林 地		箇所						
	共同利用施設		箇所					治山施設		箇所						
	営 農 施 設		箇所					林 道		箇所						
	畜 産 被 害		箇所					林産物		箇所						
	そ の 他		箇所					その他		箇所						
	計							小計		箇所						
計					計		箇所									

項目			件数等	被害金額(千円)	項目			件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生被害	水道	箇所			⑪ 社会教育施設被害	箇所			
	病院	公立	箇所		⑫ 社会福祉施設等被害	公立	箇所		
		個人	箇所			法人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		計		箇所		
		し尿処理	箇所		⑬ その他	鉄道不通	箇所	—	
	火葬場		箇所			鉄道施設	箇所		
計		箇所		被害船舶(漁船除く)		隻			
⑨ 商工被害	商業	件				空港	箇所		
	工業	件				水道戸		—	
	その他	件				電話回線		—	
	計		件		電気戸		—		
⑩ 公立学校施設被害	小学校	箇所			ガス戸		—		
	中学校	箇所			ブロック塀等	箇所	—		
	高校	箇所			都市施設	箇所			
	その他文教施設	箇所							
	計		箇所		被害総額				
公共施設被害市町村数			団体		火災発生	建物	件		
り 災 世 帯 数			世帯			危険物	件		
り 災 者 数			人			その他	件		
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数			人	
災害対策本部の設置状況	道(総合振興局又は振興局)								
	市町村名		名称			設置日時		廃止日時	
災害救助法適用市町村名									
補足資料(※別葉で報告) ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取扱注意 ○応急対策の状況 ・避難情報の発令状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

別表 2

被害状況報告集計表

災害・事故名				年 月 日 時現在							
総合振興局又は振興局											
項 目			件数等	被害金額(千円)	項 目			件数等	被害金額(千円)		
① 人的被害	死 者		人	※個人別の氏名、性別、年令、原因は、別紙で整理報告	⑤ 土木被害	河 川		箇所			
	うち災害関連死者		人			海 岸		箇所			
	行方不明		人			砂防設備		箇所			
	重 傷		人			地すべり		箇所			
	軽 傷		人			急傾斜地		箇所			
	計		人			道 路		箇所			
② 住家被害	全 壊		棟 世帯 人	※個人別の氏名、性別、年令、原因は、別紙で整理報告		⑤ 土木被害	橋 梁		箇所		
	半 壊		棟 世帯 人								
	一部破損		棟 世帯 人				小 計		箇所		
	床上浸水		棟 世帯 人				河 川		箇所		
	床下浸水		棟 世帯 人				道 路		箇所		
	計		棟 世帯 人				橋 梁		箇所		
					小 計		箇所				
					港 湾		箇所				
					漁 港		箇所				
					下 水 道		箇所				
					公 園		箇所				
					崖くずれ		箇所				
			計		箇所						
③ 非住家被害	全壊		棟	※個人別の氏名、性別、年令、原因は、別紙で整理報告	⑥ 水産被害	漁 船		隻			
	公共建物		棟			沈没流出		隻			
	その他		棟			破 損		隻			
	半壊		棟			計		隻			
	公共建物		棟			漁港施設		箇所			
	その他		棟			共同利用施設		箇所			
計		棟	その他施設			箇所					
公共建物		棟	漁具(網)			件					
その他		棟	水産製品			件					
			その他			件					
			計								
④ 農業被害	農地	田	流出・埋没	ha		⑦ 林業被害	道有林	林 地		箇所	
			冠水	ha	治山施設			箇所			
		畑	流出・埋没	ha	林 道			箇所			
			冠水	ha	林 産 物			箇所			
	農作物	田	ha	そ の 他				箇所			
		畑	ha	小 計				箇所			
	農業用施設		箇所	一般民有林			箇所				
	共同利用施設		箇所	林 地			箇所				
	営農施設		箇所	治山施設			箇所				
	畜産被害		箇所	林 道			箇所				
	その他		箇所	林 産 物			箇所				
				そ の 他			箇所				
計			小 計		箇所						
			計		箇所						

項 目			件数等	被害金額(千円)	項 目			件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生 被害	水 道	箇所			⑪社会教育施設被害	箇所			
	病院	公 立	箇所		⑫社会福祉施設等被害	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		計	箇所			
		し尿処理	箇所						
	火 葬 場	箇所			⑬ そ の 他	鉄道不通	箇所	—	
計	箇所			鉄道施設		箇所			
⑨ 商工 被害	商 業	件				被害船舶(漁船除く)	隻		
	工 業	件				空 港	箇所		
	そ の 他	件				水 道	戸	—	
	計	件				電 話	回線	—	
⑩ 公立 文教 施設 被害	小 学 校	箇所				電 気	戸	—	
	中 学 校	箇所				ガ ス	戸	—	
	高 校	箇所				ブロック塀等	箇所	—	
	その他文教施設	箇所				都市施設	箇所		
	計	箇所							
公共施設被害市町村数				団体		被 害 総 額			
り災害世帯数				世帯		火災	建 物	件	
り災害者数				人		発生	危 険 物	件	
消防職員出動延人数				人			そ の 他	件	
消防団員出動延人数				人		消防団員出動延人数			
災害対 策本部 の設置 状況	道（総合振興局又は振興局）								
	市町村名	名 称			設置日時		廃止日時		
災害救 助法適 用市町 村名									
補足資料（※別葉で報告） ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難情報の発令状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

37 被害状況判定基準

別表 3

被害区分		判 断 基 準
① 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 なお、死者の計上場所については、下記のとおりとする。 (1) 被災地が確定又は推定できる場合 被災市町村で計上 (2) 被災地が不明でかつ死体発見場所が確定又は推定できる場合（ただし、下記（4）の場合を除く。） 死体発見場所で計上 (3) 被災地も死体発見場所も不明な場合 死亡届に添付される「死亡診断書（死体検案書）」の欄「外因死の追加事項」の「障害が発生したところ」（記載が無い場合は、「死亡したところ」）に記載された市町村で計上 (4) 被災地が不明な場合で、明らかに災害場所と関係のない場所で死体が発見された場合 居住地、勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認めれる市町村で計上
	災害関連死	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。 なお、行方不明者の計上場所については、下記のとおりとする。 (1) 被災地が確定又は推定できる場合 被災地で計上 (2) 被災地が不明な場合 被災当時の所在地（住民登録の有無に関係なく実際に居住し、生活の基盤のあった場合。以下同じ。）で計上 (3) 被災地が不明な場合で被災当時の所在地が、明らかに災害発生場所と関係のない場所であった場合 勤務地、出張先若しくは旅行先等を勘案し、適当と認められる市町村
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。 (1) 負傷者の取扱いについて 原則、当該災害による直接的な負傷（疾病は含まない。以下同じ。）によるものを計上する。なお、避難所等における避難生活中に負傷したものについては、次のイに掲げるものを除き、負傷者に含めないこととする。 ア 家屋倒壊など当該災害が直接的原因となり負傷したもの イ 当該災害により負傷し、又は疾病にかかった者で精神又は身体に障害があるものとして弔慰金法第8条の規定に基づき災害障害見舞金の支給を受けたもの
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
② 住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に

被害区分		判 断 基 準
② 住家被害		占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建物を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。

被害区分		判 断 基 準
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
⑦ 林業被害	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。 (2)

被害区分		判 断 基 準
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工被害	商 業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩公立学校施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。 (私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工被害	商 業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶(漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空 港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(回線)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。
り災世帯数(世帯)		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り災者数(人)		り災世帯の構成員とする。
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火による場合のみ報告する。

北海道防災情報システム代行入力依頼書（災害対策本部等の設置状況）

（総合）振興局長 様

〇〇市町村 長

次のとおり、北海道防災情報システムへの災害対策本部等の設置状況の代行入力を依頼します。

担当者 所属・氏名：

報告日時：

〇月〇日 〇時〇分

災害種別	体制状況	本部設置情報			備考
		種別	設置状況	設置日時	
【選択肢】 風水害 地震 津波 火山 国民保護 その他	【例】 待機体制 第1非常配備 第2非常配備 第3非常配備	【例】 災害対策連絡本部 災害対策本部	【選択肢】 未設置 設置 廃止	【例】 9月10日 15時30分	

記載例
選択肢

北海道防災情報システム代行入力依頼書 (避難所開設状況/避難者数)

(総合) 振興局長 様

〇〇市町村長

次のとおり、北海道防災情報システムへの避難所開設状況及び避難者数の代行人力を依頼します。

担当者 所属・氏名：
報告日時：

[illegible]

※特記事項

別記様式 4

北海道防災情報システム代行入力依頼書（被害情報）

（総合）振興局長 様

〇〇市町村 長

担当者 所属・氏名： 〇月〇日 〇時〇分

次のとおり、北海道防災情報システムへの被害情報の代行入力を依頼します。

人的被害				
死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	程度不明者

住家被害				
全壊（流出）		半壊		
棟数	世帯数	人員数	棟数	人員数

住家被害				
床上浸水		床下浸水		
棟数	世帯数	人員数	棟数	人員数

非住家被害				
全壊（流出）	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水

※備考

北海道防災情報システム代行入力依頼 受理・処理整理表

振興局名：
災害名：

[illegible]

記載例

38 輸送記録簿

輸送記録簿

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借 上 等			修 繕					燃料 費	実支 出額	備 考
			使用車両等		金 額	故障車両等		修繕 月日	修繕 費	故障 の 概要			
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
					円					円		円	
計													

- 注) 1 「目的」欄は、主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
 2 道、又は町所有の車両等の場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、輸送費、又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

39 炊出し給与状況

炊出し給与状況

炊出場所名称	月 日			月 日			合 計	実支出額 円	備 考
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝 昼 夕		
計									

※ 「備考」欄に給食内容を記入のこと。

40 飲料水の供給簿

飲料水の供給簿

供給 月日	対象 人員	給 水 用 機 械 器 具							実支出額	備 考	
		名 称	借 上		修 繕			燃 料 費			
			数量	所有者	金額	修繕月日	修繕費				修繕概要
	人			円		円		円			
計											

- 注) 1 「給水用機械器具」欄は、借上費の有償・無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合のみ金額欄に額を記入する。
 2 「修繕概要」欄には、修繕の原因及び修繕箇所を記入すること。

41 世帯構成員別被害状況

世帯構成員別被害状況

年 月 日現在

被害別	世帯構成員別										計	小学生	中学生
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯			
全 壊（焼）													
流 出													
半 壊（焼）													
床上浸水													

42 物資購入（配分）計画表

物資購入（配分）計画表

年 月 日現在																
世帯		人世帯				人世帯				人		計				値
		円				円										
品目	単価	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	数量	世帯数	所要数	金額	
計																

- 注) 1. 本表は、全壊（焼）、流出世帯分と半壊（焼）、床上浸水世帯分に分けて作成すること。
 2. 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
 3. 各品目ごとの「備考」欄に、道調達分と町調達分を明らかにしておくこと。

43 物資受払簿

物資受払簿

品 目		単 位			
月 日	摘 要	受	払	残	備 考
計	道調達分				
	町調達分				

- 注) 1. 「摘要欄」に、購入又は受入先及び払出先を記入すること。
 2. 「備考欄」に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
 3. 最終行欄に、道からの受入分及び町調達分別に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を記入すること。

44 物資給与及び受領簿

物資給与及び受領簿

住宅被害 程度区分	1 全壊(焼) 2 流出 3 半壊(焼) 4 床上浸水	給与(貸与)の基礎と なった世帯構成員数	人	男 女	人 人
--------------	--------------------------------	-------------------------	---	--------	--------

災害救助用物資として下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住所

世帯主氏名

印

連絡先(避難所・電話番号等)

給与(貸与)年月日	品 名	数 量	備 考
////////////////////////////////////			

45 物資の給与状況

物資の給与状況

住家被害 程度区分	世帯主 氏 名	基礎となった世 帯構成人員	給与月日	物資給与の品名			実支 出額	備 考
				布団	毛布			
		人	月 日				円	
計	全壊	世帯						
	半壊	世帯						

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

給与責任者 氏名

印

- 注) 1 住家の被害程度に全壊（焼）、流出又は半壊（焼）、床上浸水の別を記入すること。
 2 給与月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領月日を記入すること。
 3 物資給与の品名欄に、数量を記入すること。

46 救護班活動状況

救護班活動状況

〇〇救護班

班長: 医師 氏名

印

月 日	市（区）町村名	患者数	措置の概要	遺体検案数	修繕費	備 考
		人		人	円	
計						

注) 備考欄に班の編成・活動期間を記入すること。

47 学用品の給与状況

学用品の給与状況

学校名	学 年	児童 (生徒) 氏名	親 権 者 氏 名	給与 月日	給 与 品 の 内 訳						実支出額	備 考	
					教 科 書			その他学用品					
					国語	算数		鉛筆	ノート				
				月日								円	
計	小学校		人										円
	中学校		人										円

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし
年 月 日

給与責任者（学校長）
氏 名 印

- 注) 1 「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。
2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

48 応急仮設住宅台帳

応急仮設住宅台帳

応急仮設 住宅番号	世帯主 氏 名	家 族 数	所在地	構造 区分	面積	敷地 区分	着工 月 日	竣工 月 日	入居 月 日	実支出額	備 考
		人					月 日	月 日	月 日	円	
計	世帯										

- 注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
- 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別を明らかにすること。
- 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

49 遺体処理台帳

遺体処理台帳

処 理 年 月 日	遺体発見の 日時及び場所	死亡者 氏 名	遺 族		洗浄等処理			遺体の 一 時 保存料	検案料	実支出額	備考
			氏名	死亡者 と の 関 係	品名	数 量	金額				
							円	円	円	円	
計		人									

50 障害物除去の状況

障害物除去の状況

住 家 被 害 程 度 区 分	氏 名	除去に要 した期間	実支出額	除去に要すべき 状態の概要	備 考
		月 日～ 月 日	円		
計	半壊(焼)	世帯			
	床上浸水	世帯			

51 人夫雇上げ台帳

人夫雇上げ台帳

(救助種別)											
住 所	氏 名	日 額	月 分				基本賃金		割増賃金		給与額
			日	日	日	日	日数	金 額	時間	金 額	
計	人	円	人	人	人	人					

- 注) 1 本台帳は、救助の種別ごとに作成すること。
 2 各日別就労状況は、1日就労した者は「1」と表示する。また、5時間時間外に就労した者は「1. 5」と表示すること。

52 消防防災ヘリコプター使用年間予定表

様式第 5 号（第 2 5 条関係）

消防防災ヘリコプター使用年間予定表（ 年度）

第 号
年 月 日

総括管理者
北海道総務部危機管理監 様

機関の長
連 絡 先
申請者 電 話
担 当 者

年 月の消防防災ヘリコプターの使用計画は、次のとおりです。

使用日	使用目的	飛行区域	摘 要

53 消防防災ヘリコプター使用月間予定表

様式第 6 号（第 2 5 条関係）

消防防災ヘリコプター使用月間予定表（ 月）

第 号
年 月 日

総括管理者
北海道総務部危機管理監 様

機関の長
連 絡 先
申請者 電 話
担 当 者

年 月の消防防災ヘリコプターの使用計画は、次のとおりです。

使用日	使用目的	飛行区域	摘 要

54 消防防災ヘリコプター使用申請書

様式第7号（第26条関係）

消防防災ヘリコプター使用申請書

第 号
年 月 日

総括管理者
北海道総務部危機管理監 様

申請者
(担当者 TEL)

北海道消防防災ヘリコプターを下記により使用したいので申請します。

記

1 使用日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分				
2 使用目的					
3 飛行経路					
4 使用内容					
5 搭乗者所属	職	氏名	男・女	年齢	備考

(注) 使用に係る事業計画等を添付すること。

55 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

様式第1号（第5条関係）

（第 報）

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時： 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関名								
		担当者職氏名								
		連絡先		TEL		FAX				
災害の状況・派遣理由	覚 知	年 月 日 時 分								
	災害発生日時	年 月 日 時 分								
	災害発生場所									
	災 害 名									
	災害発生状況・措置状況									
派遣を必要とする区域					希望する活動内容					
気象の状況										
離着陸場の状況	離着陸場名									
	特記事項		(照明、Hマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況（障害物等）ほか)							
必要とする資機材				現地での資機材確保状況						
				特記事項						
傷病者の搬送先					救急自動車等の手配状況					
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名									
	現場付近で活動中の航空機の状況									
現地最高指揮者		(機関名)			(職・氏名)					
無線連絡方法		(周波数) Hz								
その他参考となる事項										
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考	

56 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

様式第2号（第8条関係）

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

第 号
年 月 日

総括管理者

北海道総務部危機管理監 様

要請機関の長 印

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時	年 月 日 () 時 分								
災害発生場所									
派遣区域									
離着陸場									
使用した資機材									
傷病者の搬送先									
消防防災 ヘリコプター に係る 活動内容等	【地元の活動状況(消防防災ヘリコプター運航に係る分)】								
	【消防防災ヘリコプターによる活動内容】								
災害発生状況 ・ 措置状況									
その他参考 となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

57 救急患者の緊急搬送情報伝達票

(様式第1号)

救急患者の緊急搬送情報伝達票

第

報

要請日時	令和 年 月 日 時 分				
1 要請市町村名		電話		F A X	
担当課・職・氏名		職名		氏名	
2 依頼病院名				電話	
所在地				F A X	
担当医師名・科名			担当課 氏名		
3 受入病院名				電話	
所在地				F A X	
担当医師名・科名			直通内線番号		
受入病院の了承： ☐ 有 ☐ 無					
4 患者氏名 ふりがな	生年月日	年 月 日		歳	
	体 重	kg	☐ 男 ☐ 女	職業	
住 所				感染症： ☐ 無 ☐ 有	
病 名			☐ 入院中 ☐ 外来： 月 日		
経 過				血圧： mmHg	脈拍： 回/分
				呼吸： 回/分	体温： ℃
				意識レベル(JCS)：	
航空機による搬送が必要な理由	☐ 緊急性 ☐ 搬送時間短縮 ☐ 搬送安定性 ☐ その他 (主な理由：)				
気圧変化： ☐ 影響無し ☐ 影響有り ()					
5 受入病院選定理由(①、②のいずれか記載)					
☐ ①高次・専門医療機関での治療が必要なため (治療内容：)					
☐ ②その他(具体的な理由：)					
6 付添搭乗者	氏 名	性別	年 齢	体 重	そ の 他
医 師			歳	kg	☐ 研修医(理由：)
看護師			歳	kg	
付添人			歳	kg	続柄：
医師・看護師の所属病院： ☐ 依頼病院 ☐ 受入病院 ☐ その他病院名					
7 運航上の必要事項 機内に積載する医療資機材等					
資 機 材 名	有	数量	総重量	要電源	特 記 事 項
①点滴	☐		kg	☐	☐ 輸液ポンプあり 8ℓ以上サイズ × (cm)
②シリンジポンプ	☐		kg	☐	
③酸素ボンベ	☐		kg	☐	☐
④モニター類	☐		kg	☐	☐ 心電図 ☐ その他
⑤保育器	☐		kg	☐	サイズ:W ×L ×H (cm)
⑥人工呼吸器	☐		kg	☐	サイズ:W ×L ×H (cm)
⑦救急バック	☐		kg	☐	
⑧その他()	☐		kg	☐	
引継場所 (現地離着陸場)	依頼病院：			メモ	
	受入病院：				

※市町村はNo.1～No.7の項目を記載の上、要請すること。(□欄はレ点又は■で該当項目をチェック)

※No.4「経過」No.5について欄内に記入しきれない場合は、別紙(任意)により送付すること。

58 公用令書（従事）

別表第1号様式

従事第号	
公 用 令 書	
住所 氏名	
従事	
災害対策法第71条の規定に基づき、次のとおり を命ずる。	
協力	
年 月 日	
処分権者 北海道知事 印	
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

（備考） 用紙は、日本工業規格A5とする。

59 公用令書（保管）

別表第2号様式

保管第号				
公 用 令 書				
住所 氏名				
災害対策法第71条の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。				
年 月 日				
処分権者 北海道知事 印				
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備考

（備考） 用紙は、日本工業規格A5とする。

60 公用令書（管理）

別表第3号様式

管 理 第 号	公 用 令 書 住所 氏名	災害対策法第71条の規定に基づき、次のとおり 土地 管理 家屋 を 使用 する。 施設 収用 物資
年 月 日		
処分権者 北海道知事		印
名称	数量	所在場所
範囲	期間	引渡月日
引渡場所	備考	

（備考） 用紙は、日本工業規格A5とする。

61 公用変更令書

別表第4号様式

変 更 第 号	公 用 変 更 令 書 住所 氏名	災害対策法第71条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にかかる処分を 次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。 年 月 日 処分権者 北海道知事 印 変更した処分の内容
---------	--	--

（備考） 用紙は、日本工業規格A5とする。

62 公用取消令書

別表第 5 号様式

取 消 第 号	公 用 取 消 令 書		
	住所		
	氏名		
災害対策法第 71 条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にかかる処分を 取消したので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定により、これを交付する。			
年 月 日			
処分権者 北海道知事			印

（備考） 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

63 防災立入検査票

別表第 6 号様式

No.	防 災 立 入 検 査 票		
所属			
職名			
氏名			
	年 月 日生		
上記の者は災害対策法第 71 条の規定に基づく権限を有するものであること を証明する。			
年 月 日交付			
北海道知事 交付責任者			印 印

9cm

6cm

（裏）

注 意	
1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。	
2. 本票は 年 月 日まで有効とする。	
3. 本票は有効期限が経過したとき、または不明になったときは速やかに返還しな なければならない。	
4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届出なければな らない。	